

市川市総合計画2050(案)

令和8(2026)年度～令和32(2050)年度

※当該計画(案)は議案として提案するテキスト版です。議決後にイラストや写真などを追加し、
デザインを調整した計画冊子を製作します。

目 次

I. はじめに	1
1. 計画策定の趣旨・目的	2
2. 計画の構成・期間	2
3. 計画策定の背景	3
(1) 市の概要	3
(2) 歴史・文化	4
(3) 人口	5
(4) 財政	7
II. 基本構想	9
1. 将来都市像	11
2. 基本目標	12
III. 基本計画	15
1. 重点項目	16
2. 計画の推進にあたって	26
3. 施策別計画	28
4. 成果指標	96

I. はじめに

1. 計画策定の趣旨・目的

総合計画は、長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画です。

これまで本市では、平成13(2001)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする「市川市総合計画(I&I プラン 21)」を策定し、「ともに築く自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて歩みを進めてきました。

しかしながら、今後は、これまでのような人口増加は鈍化し、少子高齢化も加速することが見込まれるため、それにあわせたまちづくりを進めていかなければなりません。また、高まる自然災害のリスクや年々深刻化する地球温暖化、都市インフラの老朽化、不安定な経済情勢、格差の拡大といった問題には、スピード感を持って対応していかなければなりません。

このように大きく変容する時代の潮流の中において、本市は、この「市川市総合計画2050」を通じて、本市のあるべき姿とそこに進むべき方向性を明示し、令和32(2050)年度までにその実現に向けたまちづくりを進めていきます。

2. 計画の構成・期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とし、計画期間を令和8(2026)年度から令和32(2050)年度までの25年間とします。

なお、「基本計画」と「実施計画」は、「地方版総合戦略※」を包含するものとします。

	内容	期間
基本構想	地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めています。	25年間 令和8(2026)～32(2050)年度
基本計画	基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。	9年間 令和8(2026)～16(2034)年度 ※期間終了後は次期計画を策定
実施計画	基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。	5年間 令和8(2026)～12(2030)年度 (毎年見直し) ※期間終了後は次期計画を策定

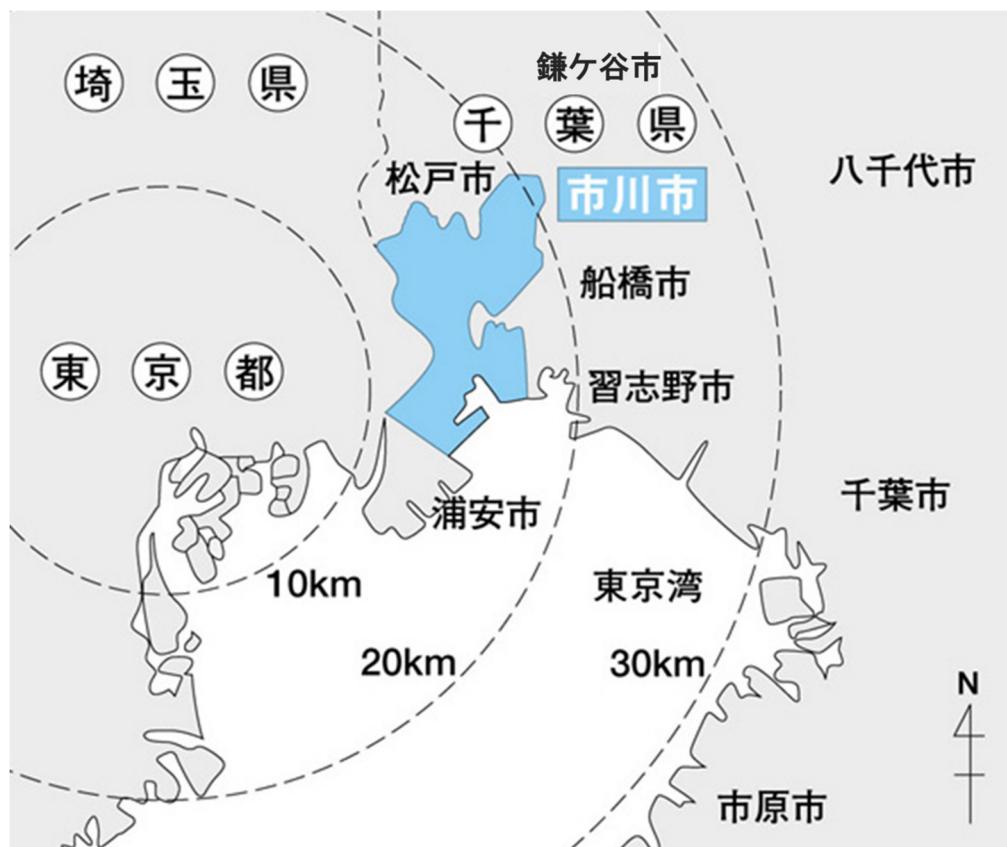
※「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方公共団体による策定が努力義務とされた地方創生に係る戦略。

3. 計画策定の背景

(1) 市の概要

本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は鎌ヶ谷市と船橋市、南は浦安市と東京湾に接しています。また、江戸川を隔てて東京都(江戸川区・葛飾区)と相対しており、東京都心から 20 km圏内に市域のほぼ全体が含まれています。

昭和 9 (1934)年に市川町、八幡町、中山町、国分村の合併により「市川市」が誕生し、その後、昭和24(1949)年に大柏村、昭和30(1955)年に行徳町、昭和31(1956)年に南行徳町と合併しました。さらに、昭和37(1962)年以降の公有水面の埋め立て(高谷新町、二俣新町、塩浜など)により、現在の市域が形成されており、総面積は56. 39km²となっています。



(2) 歴史・文化

本市は下総台地と南に広がる沖積平野によって構成されています。下総台地上には、先土器(旧石器)時代に始まり、縄文時代の生活がうかがえる堀之内・曾谷・姥山などの貝塚、弥生時代の農耕文化の痕跡を伝える須和田・小塚山・宮久保などの遺跡、そして、古墳時代の法皇塚古墳や弘法寺古墳など多くの史跡が残されています。また、沖積平野は、遅くとも室町時代には開拓されていました。

飛鳥時代には、国府台に下総国衙(国府の中心地)が置かれるとともに、国分に下総国分寺・国分尼寺が建立され、地方都市の中心として栄えました。この頃の真間の入り江の情景などは、万葉集に詠まれています。

平安時代には、関東で平将門の乱が起こり、駒形大神社など市内各所に将門伝承が残されました。

鎌倉時代には、源頼朝の重臣であった千葉氏が下総の守護に任命され、市域は千葉氏の領地となりました。千葉氏とその家臣たちによって信仰されたのが日蓮宗です。日蓮は幕府などからの弾圧の中、鎌倉と生国である安房国を往来し、度々、市域の大半を占める八幡庄の若宮館(現中山法華経寺奥の院)に滞在しました。これにより信仰が広まり、中山法華経寺をはじめ、多くの日蓮宗寺院が建てられました。

室町・戦国時代には、行徳地域に多くの寺院が建てられ、現在の寺町の基礎が形成されました。

江戸時代には、市域が徳川幕府のお膝元となり、千葉街道(現国道14号)が整備されるとともに、江戸川に関所が設けられました(現京成線の鉄橋付近)。八幡は宿場町となり、中山周辺は法華経寺の門前町として栄えました。また、真間から八幡にかけては、江戸時代の中頃から商品作物として、梨が栽培されるなど、都市近郊農村の性格を帯びていきました。行徳地域は町場となり、江戸・行徳間を船が行き来し、年貢米や野菜類、魚類、海辺で盛んに製造された塩などの重要な輸送路となりました。物資だけではなく、江戸方面からの旅行者なども船を利用して本行徳の行徳河岸へ訪れ、そこから陸路で船橋方面に向かいました。特に成田詣をする人々が多かったため、その道(現県道179号など)は成田道と呼ばれました。

明治時代には、国府台に軍隊が駐屯したことにより、周辺地域が町場となりました。また、明治27(1894)年に総武線(現JR総武線)が開通し、都市化の萌芽となりました。

大正時代に入ると、大正3(1914)年の京成線の開通や、大正8(1919)年の八幡地域を中心とする大規模な耕地整理の完了により、工場や宅地となる条件が整い、都市化が進みました。江戸川放水路も、江戸川周辺の水害防止を目的としてこの頃に開削されました。その後、大正12(1923)年の関東大震災や昭和20(1945)年の東京大空襲により、東京方面から多くの人々が市域に移り住みました。この頃、豊かな自然が残る真間川周辺に、北原白秋や幸田露伴、永井荷風などの文人が居住し、多くの作品を残しています。

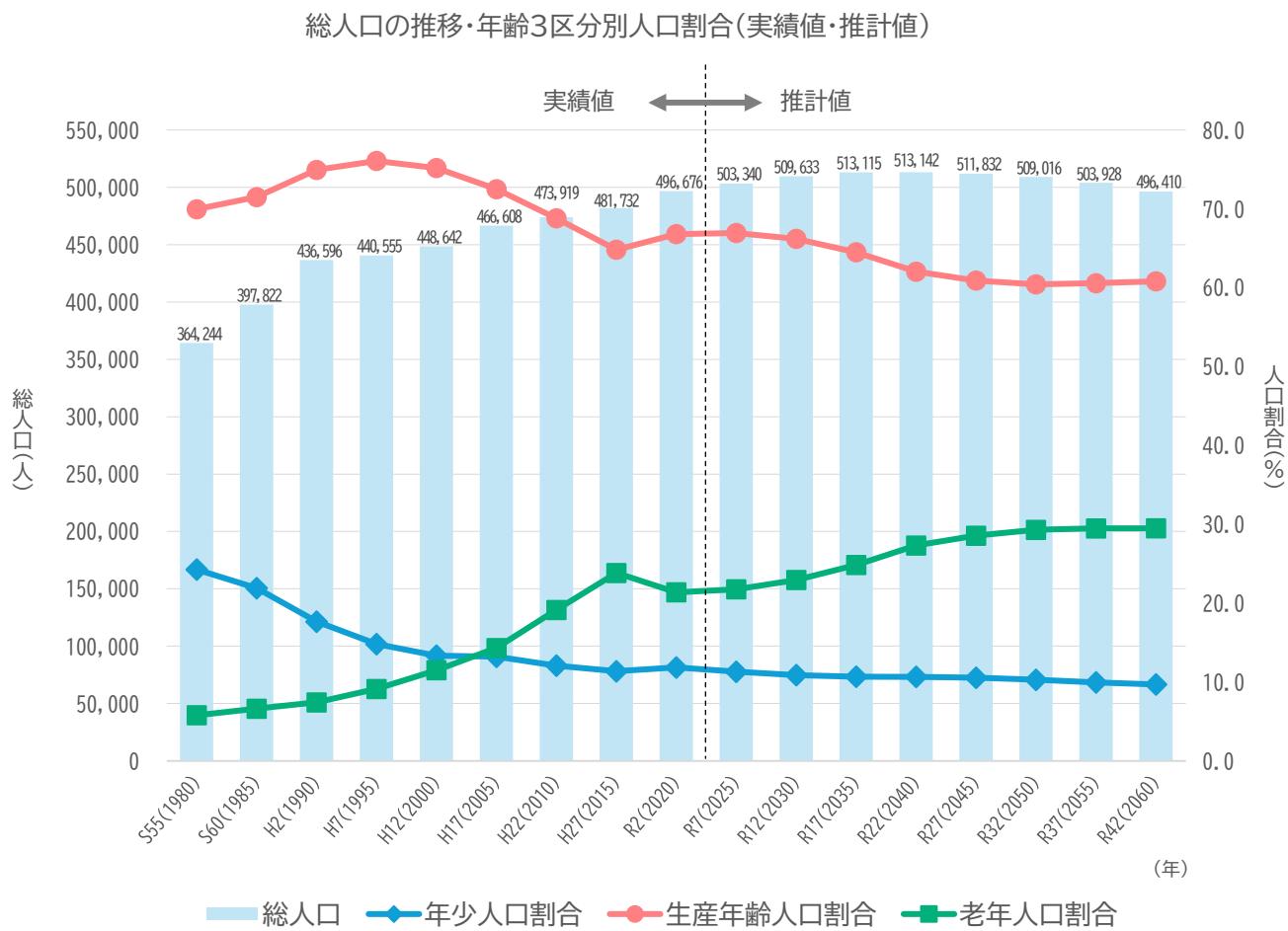
戦後はさらに都市化が進み、軍用地があった国府台に大学が開校するなど、文教都市の様相を呈するようになりました。行徳地域では、昭和44(1969)年の東西線の開通、区画整理、東京湾の埋め立てにより人口が急増し、現在の賑わいにつながりました。

(3) 人口

① 総人口と年齢別人口割合

本市の総人口は、これまで増加傾向にありました。令和22(2040)年ごろにピークを迎え、その後緩やかに減少することが見込まれています。

また、年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方、老人人口の割合が増加し、今後はその傾向が更に拡大し、少子高齢化が進行していくことが見込まれています。



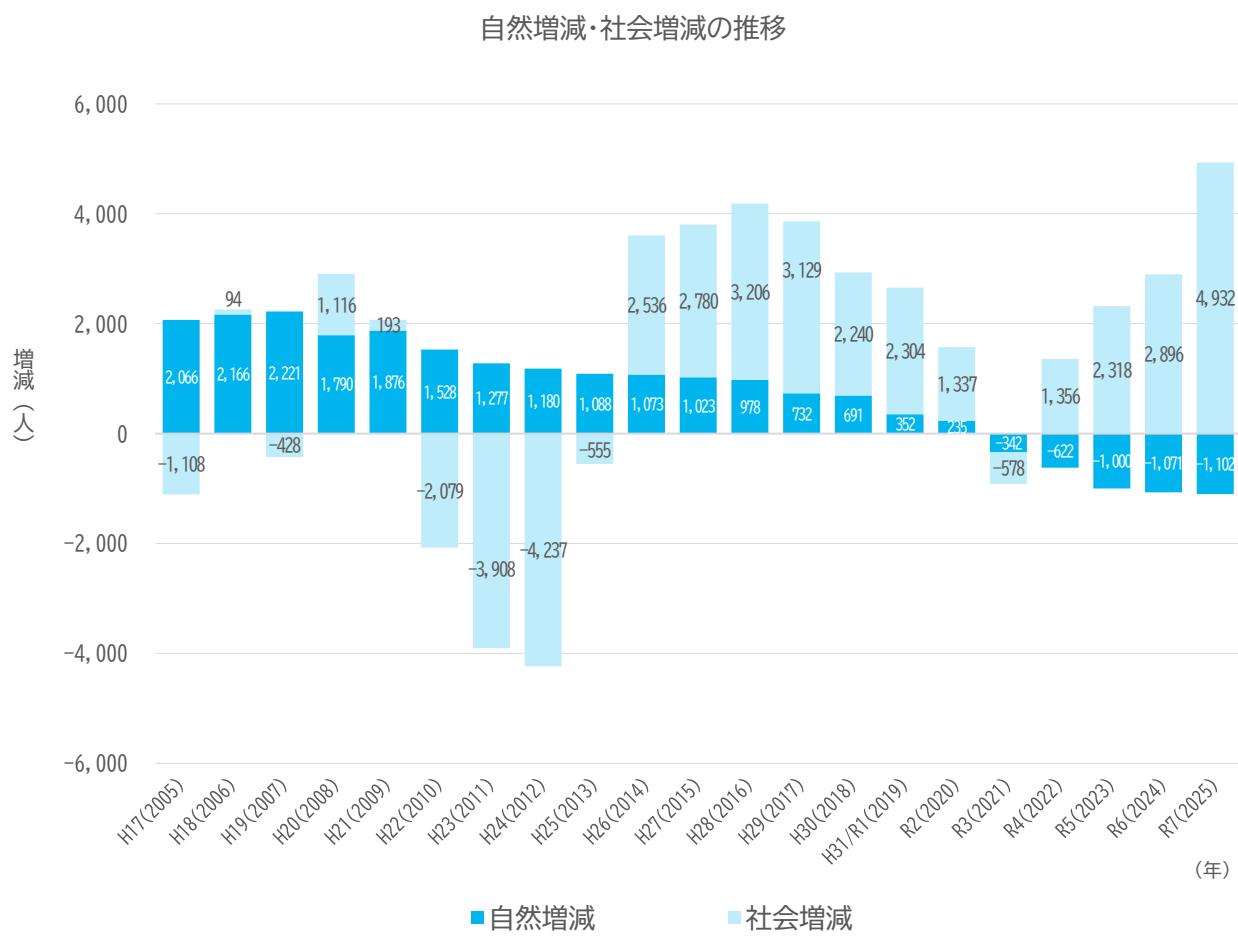
<実績値> 国勢調査人口（各年 10月 1日現在）

<推計値> 令和 7 年度実施将来人口推計（基準値維持モデル）

② 人口動態の特徴

本市は、現在、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。一方で、東日本大震災や新型コロナウィルス感染症拡大などが影響を及ぼしている時期を除いて、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いている。

近年の本市の人口増は、社会増に起因しています。

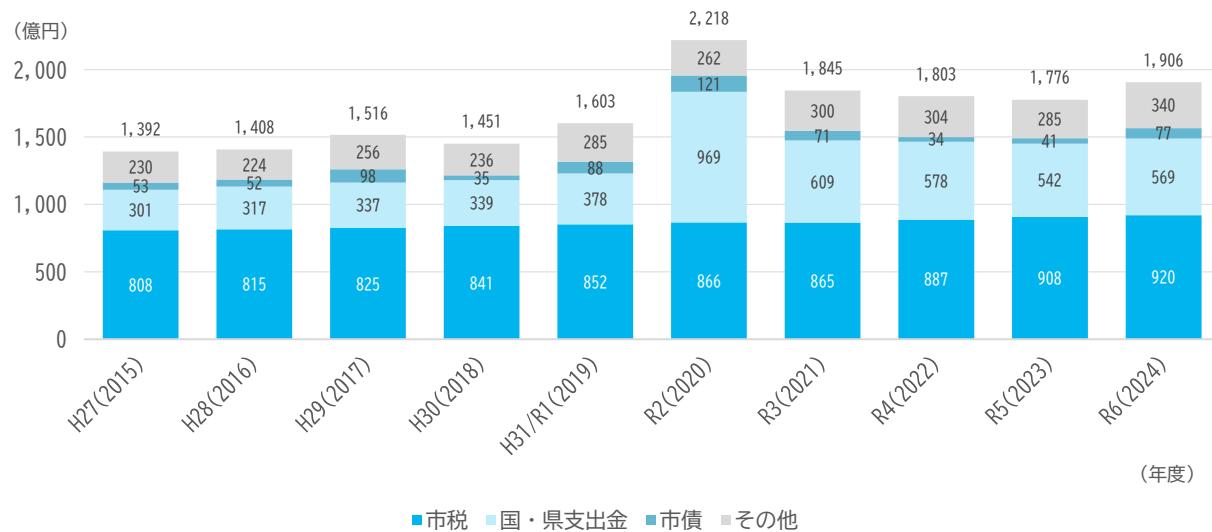


(4) 財政

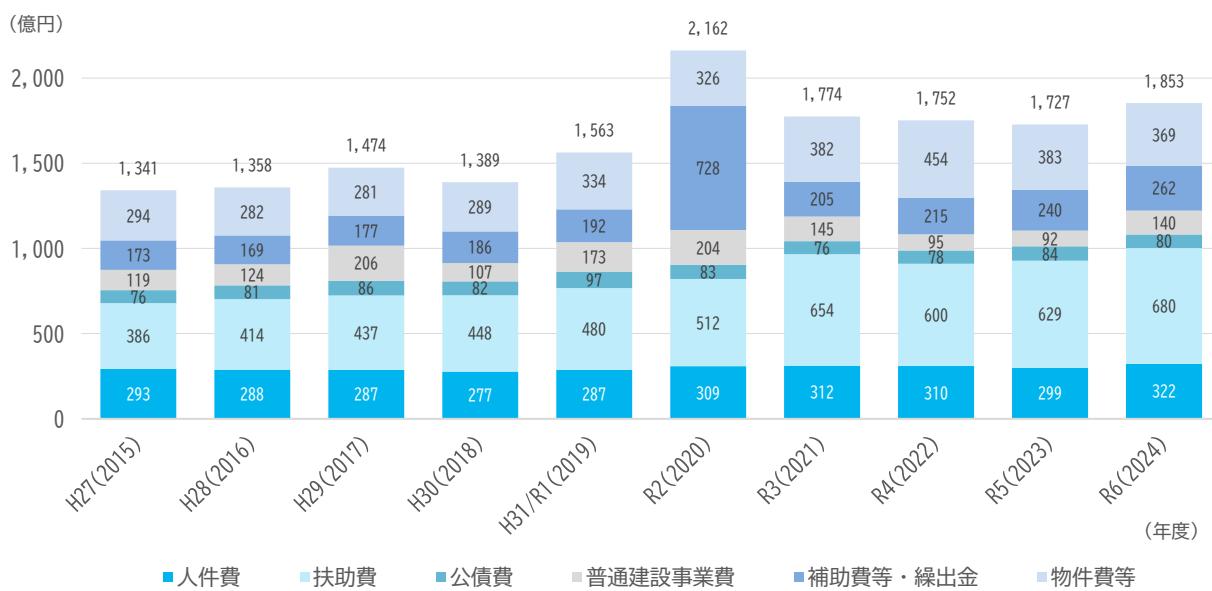
歳入の中心である市税収入については、年々增收傾向にあります。一方で、人口減少に直面した際には減収に転じることが懸念されています。

一方、歳出については、社会保障関係経費の増加や老朽化した施設の更新などにより、「扶助費」や「普通建設事業費」などが今後も増加することが見込まれています。

歳入の推移（一般会計／決算額）



歳出の推移（一般会計／決算額）



II. 基本構想

令和8(2026)～32(2050)年度

1. 将来都市像

ここに示す将来都市像は、今を生きる私たち、そして、次世代のためのものです。
私たちは、令和32(2050)年度までにこの将来都市像の実現を目指します。

いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ
～住み続けたいまちを次世代へ～

このまちでは、すべての人々、動物、植物など、ありとあらゆるいのちが尊重されています。それぞれのいのちが平等に守られ、支え合い、共存しています。それが、このまちの「根幹」となっています。

このまちでは、誰もが、明日を拓くために知性を育んでいます。こどもたちは好奇心のままに学び、大人たちは生涯にわたり成長を楽しみ、将来への希望につながっています。それが、このまちの「原動力」となっています。

このまちでは、かけがえのない地球の恵みや美しい自然を守るために、環境と共生しています。持続可能な未来を築くための道が確立され、一人ひとりの営みに浸透しています。それが、このまちの「使命」となっています。

これらすべてがつながり、このまちでは、「和」が生まれています。世代や文化、価値観などの壁を越え、誰もが交流し、喜びを分かち合い、困った時には助け合います。ここには、争いはなく、調和の中から生まれる真の平和があります。それが、このまちの「豊かさ」となっています。

こうしたまちの「根幹」「原動力」「使命」「豊かさ」が、一人ひとりの幸福につながっています。そして、それがまちへの愛着と誇りとなり、自信を持って次世代に引き継げる「住み続けたいまち」をつくっています。

2. 基本目標

私たちは、5つの基本目標を定め、将来都市像を実現するためのまちづくりを進めます。まちづくりを進めるにあたっては、今を生きる私たちの利益を追求するだけでなく、次世代の権利を損なわぬよう配慮します。

基本目標1 誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり

一人ひとりが尊重され、どのライフステージにおいても、健やかに自分らしく豊かに暮らしていけるまちづくりを進めます。

【まちづくりの方向性】

- ・誰一人取り残さないあたたかなまち
- ・健康寿命日本一
- ・こどもたちの健やかな成長
- ・学びの多様化・居場所づくり

基本目標2 いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり

戦争や紛争、自然災害、犯罪などによっていのちと暮らしが脅かされることのない、強くしなやかなまちづくりを進めます。

【まちづくりの方向性】

- ・平和・核兵器廃絶
- ・防災・減災・安全
- ・暮らしの安心・防犯

基本目標3 変化に対応した快適な暮らしを支えるまちづくり

目まぐるしい時代の変化に対応しつつも、まちの歴史や個性が尊重され、誰もが心地よく快適に暮らしていけるまちづくりを進めます。

【まちづくりの方向性】

- ・災害を乗り越える強靭なまちづくり
- ・古きを残したつながりのあるまちづくり
- ・道路ネットワークや新たな都市基盤の整備

基本目標4 環境に優しい自然と共生したまちづくり

地球環境への負荷軽減を図りながら、豊かな自然を守り、生かすことで、人と自然が共に生きるまちづくりを進めます。

【まちづくりの方向性】

- ・カーボンニュートラルの実現に向けてすべての技術革新を導入する社会
- ・すべてのいのちを尊ぶ（植物・動物）

基本目標5 多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり

この地が刻んできた歴史やまちに息づく文化、そして、市民を主体とした様々な活動から生まれる活気がまちの魅力となり、多くの人々が集うまちづくりを進めます。

【まちづくりの方向性】

- ・歴史の掘り起こし
- ・文化・スポーツの力によるまちの活性化
- ・地域経済の活性化
- ・世界の人が集まる国際都市

Ⅲ. 基本計画

令和 8(2026)～16(2034)年度

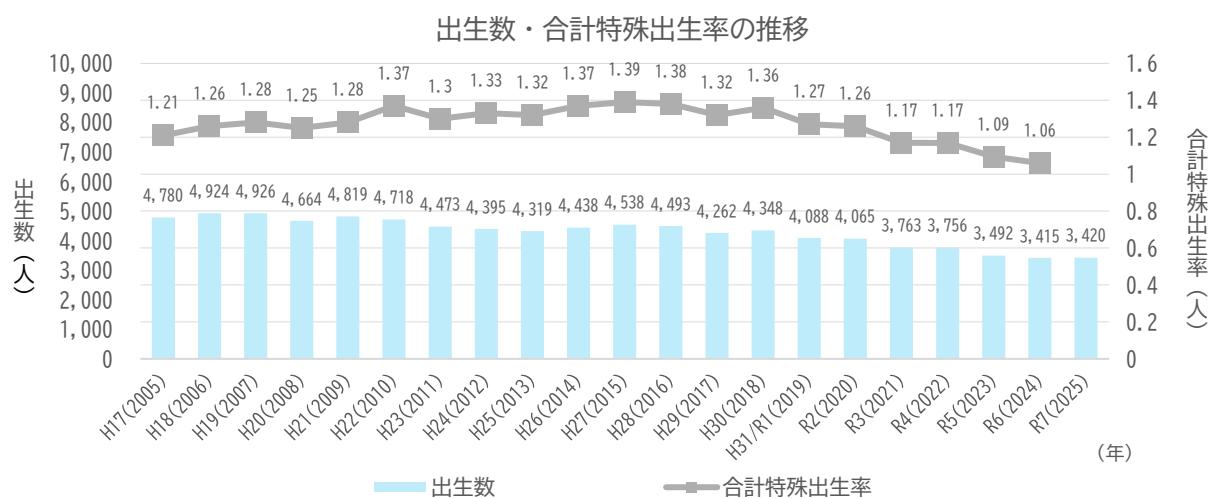
1. 重点項目

基本計画の計画期間である 9 年間(令和 8(2026)~16(2034)年度)で、以下の 8 つの重点項目に施策横断的に取り組みます。

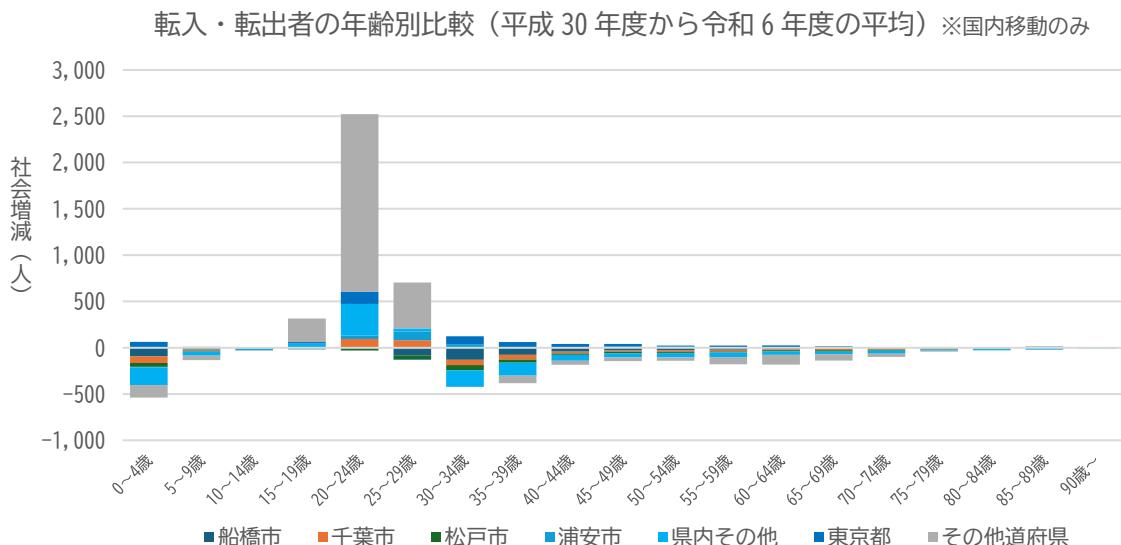
重点項目1 持続可能な人口構成の維持

本市の出生数や合計特殊出生率は年々減少傾向にあり、少子化が進行しています。また、東京圏への就学・就職に伴い、20 代前半が転入超過である一方、30 代と 40 代前半のいわゆる子育て世代が住宅を購入するタイミングで、近隣市や都内へ転出しています。

今後、少子高齢化により、「担い手」の減少という構造的な問題に直面することから、年少人口と生産年齢人口の定住促進や出生率の向上を図り、持続可能な人口構成を維持します。



資料：衛生統計年報（千葉県）、住民基本台帳人口



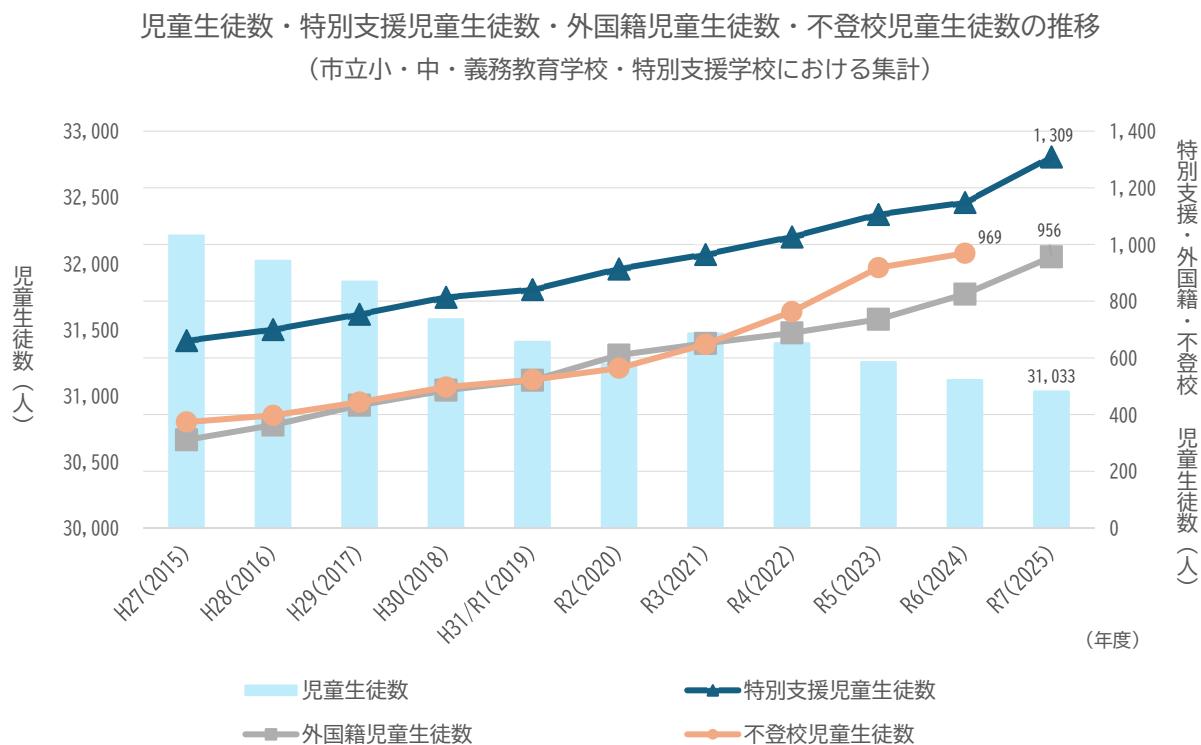
資料：住民基本台帳人口（内閣官房特別集計）

重点項目2 すべてのこどもたちの可能性を広げる環境の整備

子どもの貧困や教育格差の拡大、虐待やいじめなどといった、子どもの権利を侵害する事案の発生などが大きな社会問題となっています。また、少子化や核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境も複雑化・多様化し、対応が必要な状況です。

さらに、学校教育の現場においては、特別な支援を要する児童生徒や外国籍、不登校の児童生徒の数も増加しており、誰一人取り残さない学びの保障も求められています。

すべての子どもたちが、生まれ育った環境や特性に左右されることはなく、健やかに成長し、夢や希望を持って、自ら進みたい道を選択できるよう、子どもに関わる施策を総合的に推進することで、子どもたちの可能性を広げる環境を整備します。



※「児童生徒数」「特別支援児童生徒数」「外国籍児童生徒数」は各年度5月1日時点

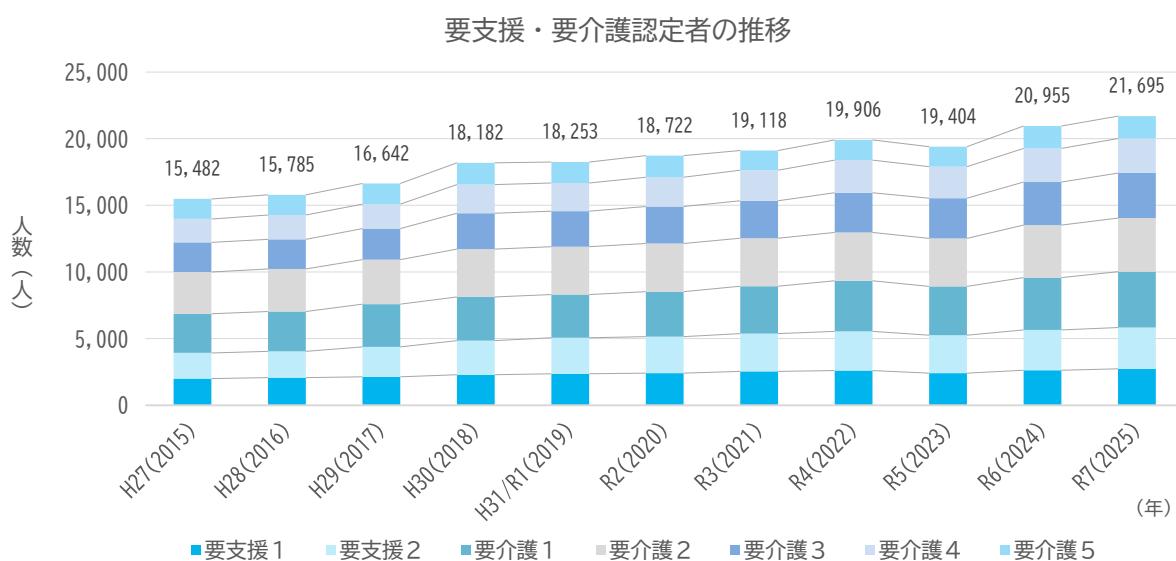
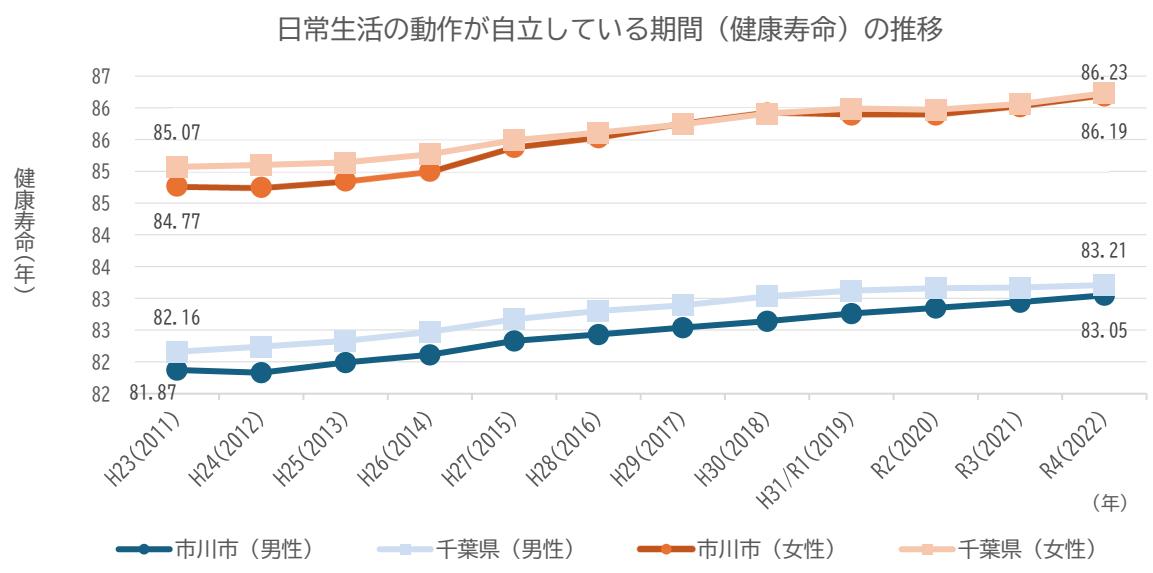
※「不登校児童生徒数」は各年度の累計

※「特別支援児童生徒数」は、特別支援学級・特別支援学校に通う児童生徒数とする

重点項目3 健康寿命の延伸

生活習慣の変化や医療技術の発展などにより、日本人の平均寿命が伸びている中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である健康寿命の延伸が求められています。

今後、更に高齢化が進行する中で、誰もが生涯にわたっていきいきと充実して暮らすことができるよう、乳幼児から後期高齢者までのすべての世代に対して、心身の健康増進に向けた切れ目のないアプローチを行い、健康寿命の延伸を目指します。



※ 各年9月末時点

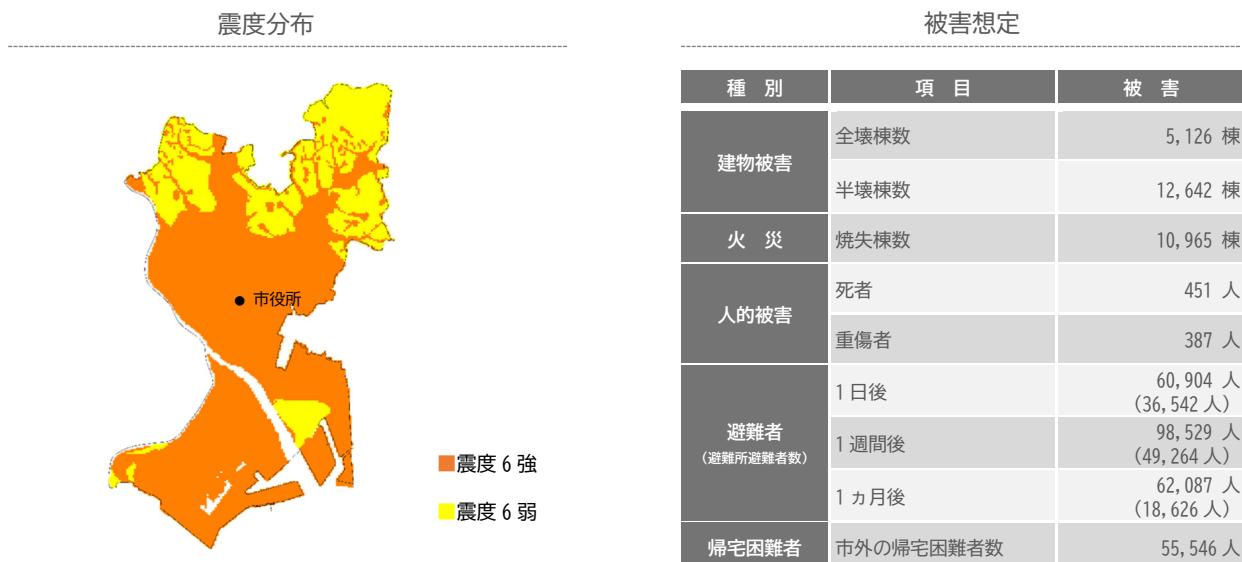
資料：介護保険事業状況報告（厚生労働省）

重点項目4 暮らしの安全・安心の確保

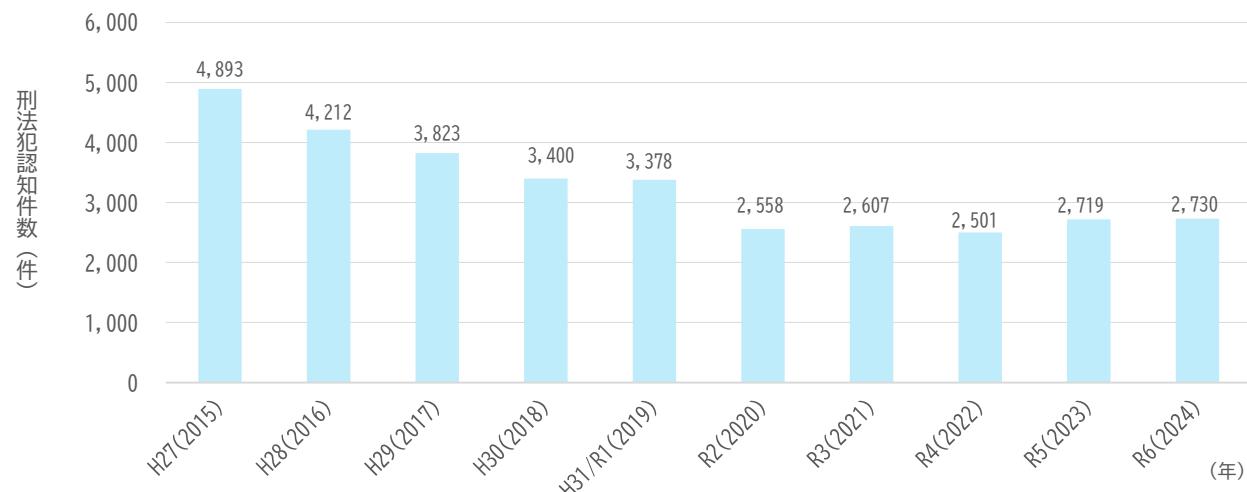
千葉県では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が約60%と想定され、大規模地震が発生した場合、本市でも多くの被害が発生することが見込まれています。

その他の自然災害をはじめ、犯罪の凶悪化・多様化、交通事故や消費生活被害などの発生、国際的な緊張関係による安全保障上の危機感の高まりなどが市民生活を脅かしている状況を踏まえ、市民のいのちと財産を守るため、ハード・ソフトの両面から対策を進め、誰もが暮らしの安全と安心を実感できる環境をつくります。

東京湾直下地震（マグニチュード7.3）が発生した場合の震度分布・被害想定



市内の刑法犯認知件数の推移



資料：犯罪統計（千葉県警察）

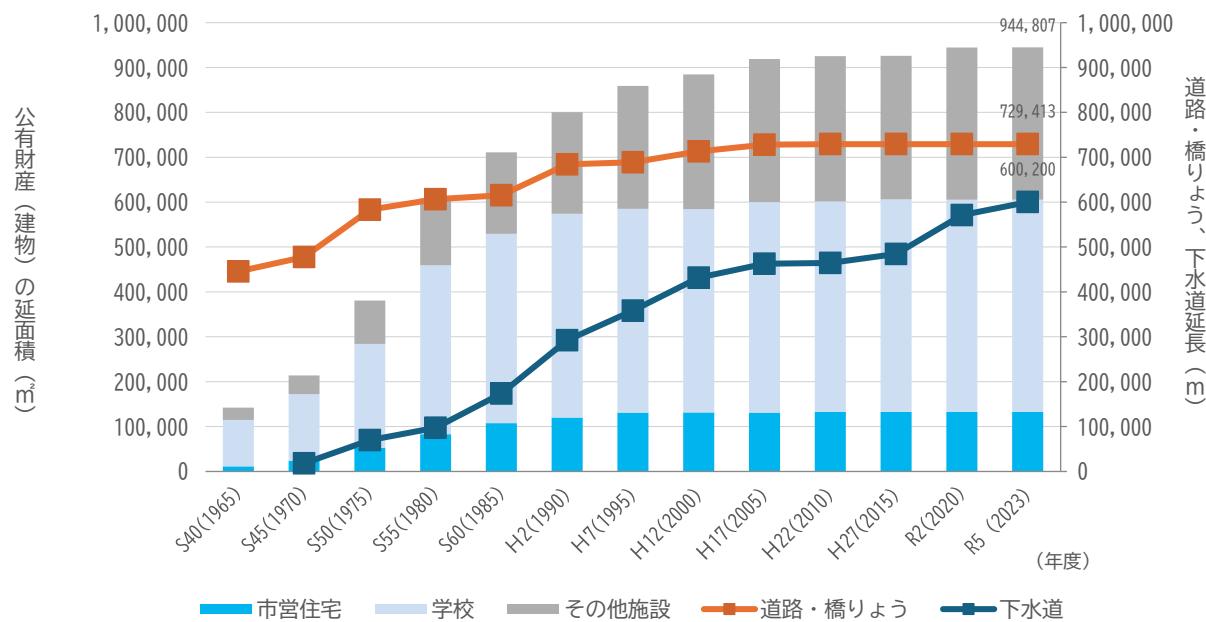
重点項目5 都市機能の強化と付加価値の創出

本市では、昭和40年以降に公共施設や道路・橋りょう、公共下水道(汚水・雨水)などのインフラの集中的な整備を進めてきたことから、今後、老朽化や機能劣化が進むことが見込まれ、計画的な維持管理と更新が求められています。

一方で、今後、本八幡駅北口駅前の市街地再開発事業、北千葉道路や(仮称)押切・湊橋の整備、新湾岸道路の調査などが予定されており、これらが完成すれば都市構造に大きな変化が生じます。

今後の都市構造の変化に柔軟に対応し、都市機能を強化するとともに、本市の強みである自然と調和した良好な住環境を保全しつつ、地域の魅力を向上させ、更なるまちの付加価値を創出します。

公有財産（建物）の延面積、道路・橋りょう、下水道延長の推移



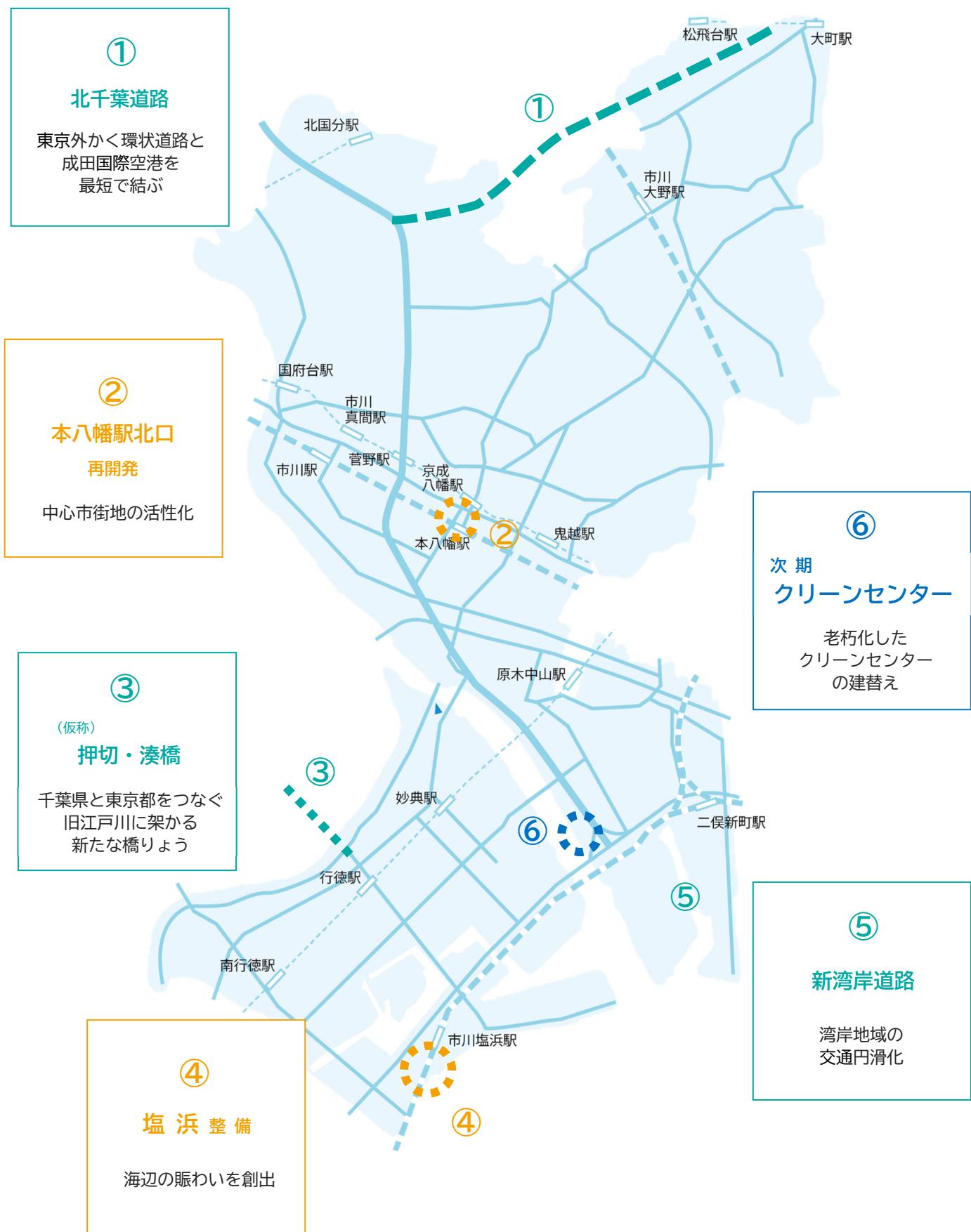
※「その他施設」の延面積は、公有財産（建物）の延面積合計から「市営住宅」と「学校」の延面積を除いたもの

※各年度末時点

資料：財産に関する調書（公有財産（建物）の延面積）

市川市統計年鑑（道路・橋りょう、下水道延長の推移）

今後の主な都市基盤の整備

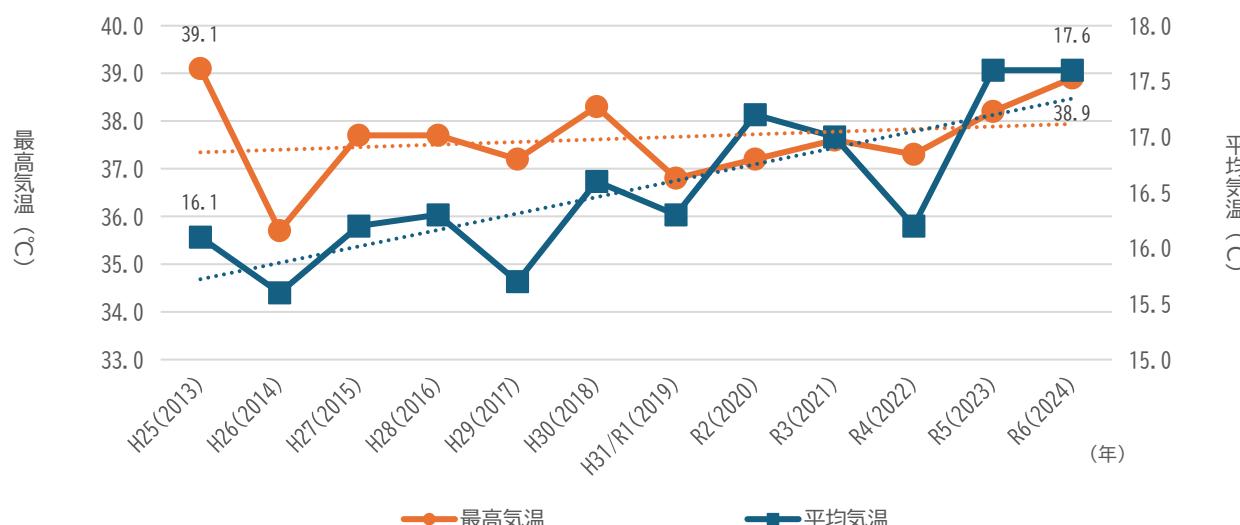


重点項目6 カーボンニュートラルの実現

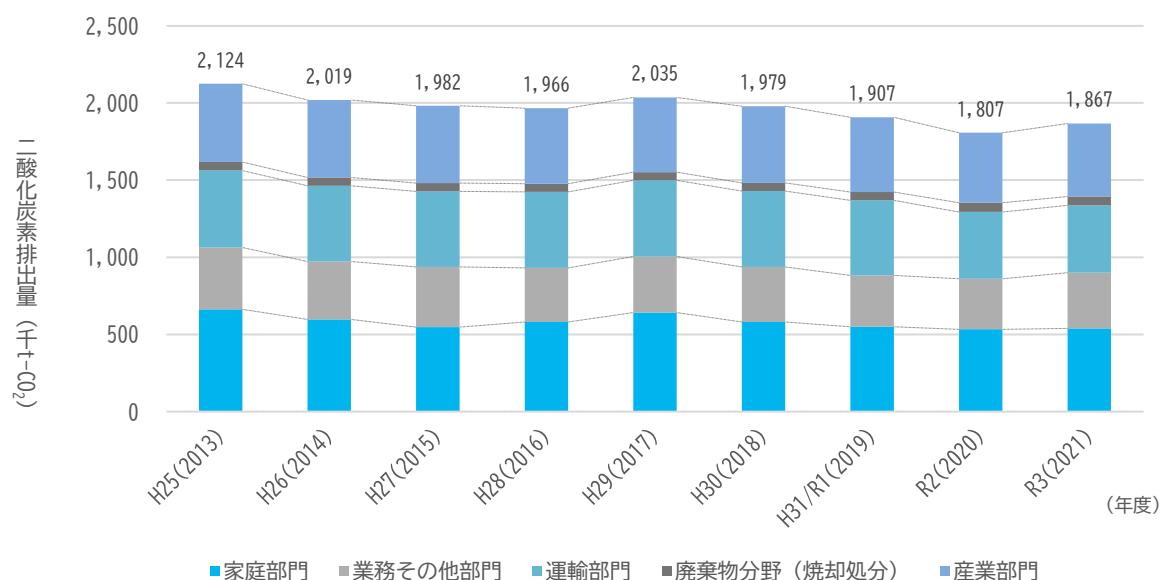
近年、地球温暖化の進行による気候変動の危機は深刻さを増しており、本市においても平均気温や最高気温はともに上昇傾向にあります。こうした中、本市はカーボンニュートラルシティを表明し、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けて挑戦しています。令和7(2025)年度には、環境省の第6回脱炭素先行地域にも選定され、妙典地区において官民双方の取り組みにより、先導的に二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

目の前に差し迫った地球温暖化の危機に向き合い、持続可能な地球環境、市民の暮らしや健康、事業者の事業活動を守るため、カーボンニュートラルの実現を目指します。

市川市の平均気温・最高気温の推移



市川市の二酸化炭素排出量の推移

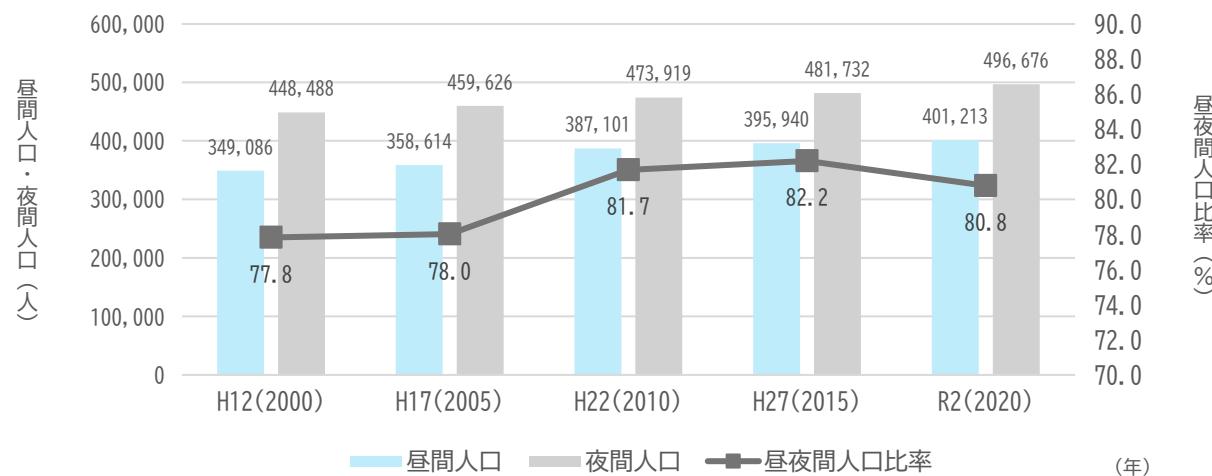


重点項目7 まちの一体感の醸成

本市の昼夜間人口比率(夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合)は、近隣市と比べて低く、また、通勤・通学者の半数以上が市外に移動しています。このように、ベッドタウンとしての特性が顕著であることから、市民と市民、市民と地域のつながりが希薄となり、地域のまとまりを感じにくい状況です。

本市の多彩な文化や地域資源、スポーツの力などを生かしながら、市民、自治会、NPO、企業、大学などが連携し、多様なつながりを創出することで、地域としての結びつきを強化し、まちの一体感を醸成します。

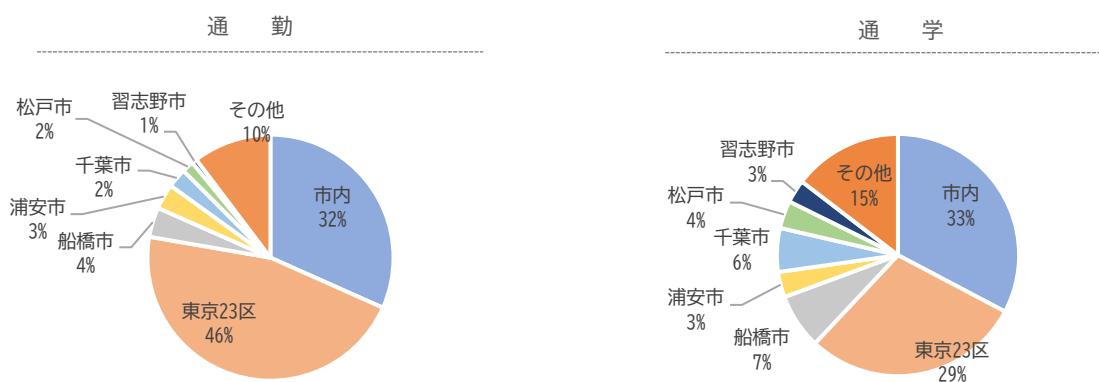
昼間人口・夜間人口、昼夜間人口比率の推移



※ 各年 10 月 1 日時点

資料：国勢調査

15 歳以上の通勤通学先の状況



※ 令和 2 年 10 月 1 日時点

※ 通学は予備校などの各種学校、専修学校を含む

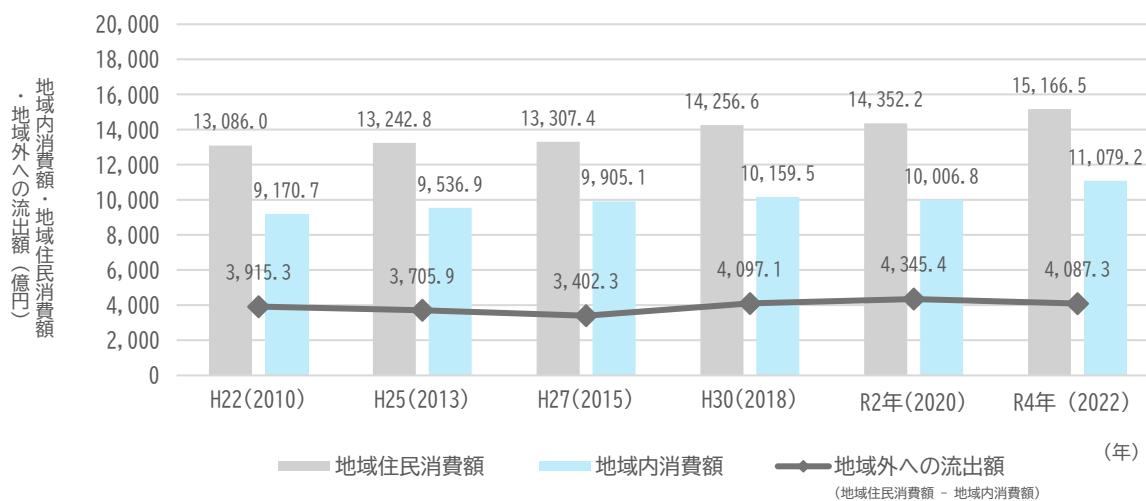
資料：令和 2 年国勢調査

重点項目8 地域内経済循環の構築

本市は、東京都や船橋商圈に隣接するため、市民(地域住民)の消費の多くが市外に流出しています。市内には、「小売業」などに分類される消費者向けの事業所が多く、個人の民間消費を市内に誘導することが、地域内経済の活性化につながります。

地域内経済の衰退に伴うまちの活力の低下や雇用環境の悪化、市税収入の減を防ぐためにも、消費者・事業者双方への施策に総合的に取り組み、市内での消費を喚起し、地域内経済循環を構築します。

地域住民消費額・地域内消費額・地域外への流出額の推移

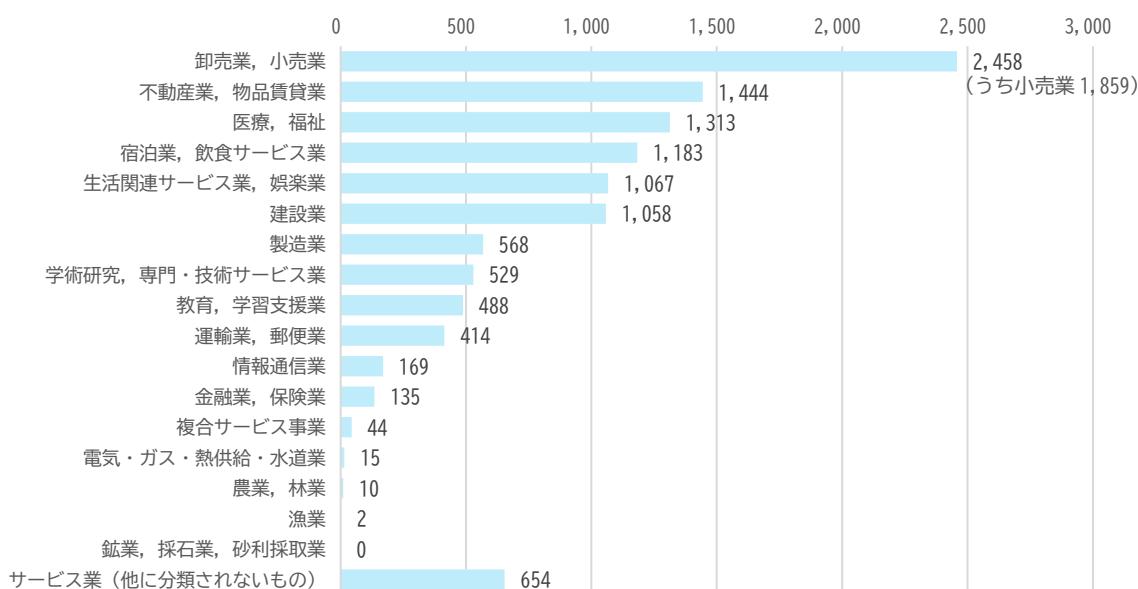


資料：「地域経済循環分析 Ver. 9.1」（環境省、株式会社価値総合研究所）

※ 「地域住民消費額」は、地域住民の民間消費（どこで消費したかは問わない）を表す

※ 「地域内消費額」は、地域内の民間消費（誰が消費したかは問わない）を表す

市内の産業別事業所数



※ 令和3年6月1日時点

2. 計画の推進にあたって

(1) 4つの視点

すべての施策を推進するにあたり、基本となる4つの視点を定めます。

視点1 クリーンな市政運営

職員が「全体の奉仕者」として職務に責任を持ち、法令順守と倫理的行動を徹底するとともに、組織全体のコンプライアンス意識の向上を図り、市政に対する市民の信頼を確保します。

視点2 選択と集中

優先すべき課題を見極め、重点的に取り組む施策を明確化することで、限られた経営資源を最適に配分します。

視点3 市民参加・協働・共創

市民のまちへの関心と愛着を醸成し、まちづくりへの市民参加を促進するとともに、協働により、新たな価値を共創します。

視点4 広域連携による充実した市民サービス

広域的な自治体間の連携・協力によって、効果的で効率的な行政運営を実現し、市民サービスを充実させます。

(2)具体的な行財政運営の取り組み

行財政運営において、以下の取り組みを推進します。

① 行政の効率化

地方自治法で定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、限られた経営資源の重点化と優先順位の明確化を図ります。また、様々な行政課題に対し、根拠に基づく適正な政策を立案し、結果を分析・評価して改善を行い、市民サービスの効率的な提供を目指します。

② デジタルの活用

ICTなどの技術の活用によって、手続きをオンライン化し、時間や場所に捉われないサービスを提供することで、市民の利便性を向上させます。また、内部事務を自動化して市役所業務の効率化を推進し、それにより生み出された人的資源を相談業務などにシフトすることで、市民サービスの充実を目指します。

③ 多様な主体との連携

市民、自治会、NPO、企業、大学などとの積極的な連携を図り、より広範な分野において、相互に協力し、補完し合えるような体制の構築を目指します。

④ 近隣自治体との連携

共通の課題を持つ近隣自治体と連携を図り、市域を越えて今ある地域資源を生かしたまちづくりを検討し、住みやすい地域を目指します。また、更なる市民サービスの向上や持続可能なまちづくりを目指して、都市制度のあり方に関する調査・研究を進めます。

⑤ 人材の育成・確保

複雑化・多様化する行政課題に対応するため、主体的に考え行動できる人材の育成に努めるとともに、課題解決を図り、効果的かつ効率的に市民サービスを提供するために必要な人的資源の確保を進めます。

⑥ 健全な財政運営

事務事業の選択・見直しや経費の削減に努め、効果的かつ効率的な予算配分を行うとともに、老朽化した施設の更新などに伴う市債残高の増加に留意し、中期的な財政収支の見通しを踏まえた財政運営を行います。また、市税をはじめとした歳入における収納の対策強化を図るとともに、各種公共料金の適正化やクラウドファンディングの活用などにより、安定した財源の確保に努めます。

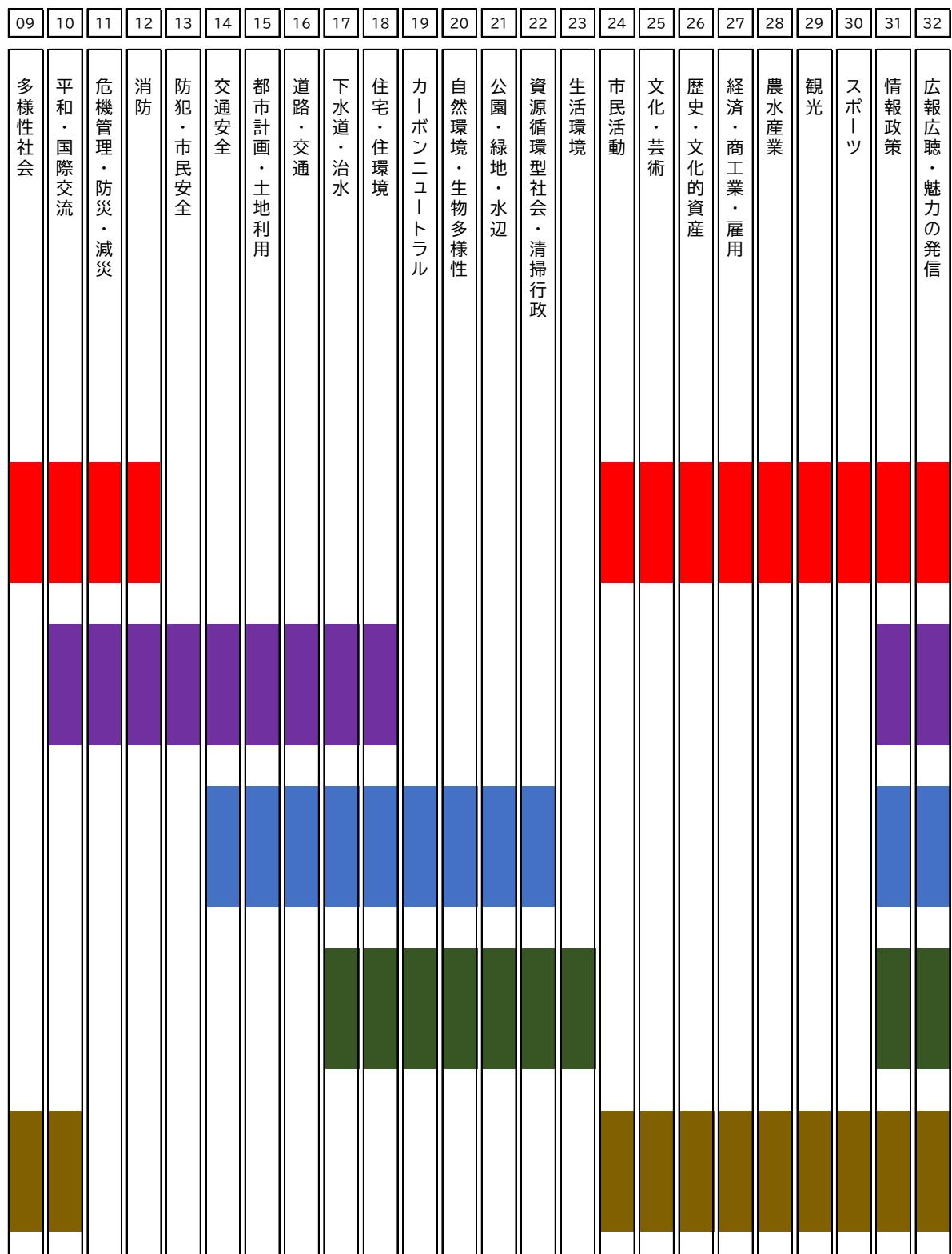
⑦ 公共施設マネジメント

限られた経営資源を効率的に運用し、公共サービスを持続可能なものとするため、人口構成や市民ニーズに対応した公共施設などの再編・整備を進めます。

3. 施策別計画

施策の全体像





基本目標1

01 健康・保健

施策の目標

誰もが安心して健やかに暮らせる健康寿命日本一のまちを目指します。

現状と課題

- 市民の平均寿命と健康寿命には差があり、健康寿命の延伸が課題となっています。健康寿命の延伸には、適正体重の維持、栄養バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な睡眠、社会とのつながりの確保など、日頃からの主体的な健康づくりが重要です。
- がんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、日本人の死因の上位を占めています。これらの予防や早期発見のために、健康診査や検診などを定期的に受け、自らの健康状態を知ることが重要です。
- 本市では、予防接種を適切に実施する環境を確保していますが、定期接種やワクチンの種類の増加に伴い制度が複雑化していることから、対象年齢、ワクチンの種類、接種方法などの予防接種に関する情報を分かりやすく周知していくことが必要です。
- すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を実現するため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、多様なニーズに応じた支援を行える体制を整備していくことが求められています。

主な取り組みの方向性

(1)健康づくりの推進

所管部:企画部・保健部

心身の健康を維持・増進するために、主体的に健康づくりに取り組めるよう普及啓発や各種支援を行います。また、健康診査や各種がん検診、健康相談、健康教育を実施し、生活習慣病などの予防や早期発見につなげます。

- ◆ 健康管理アプリを用いた測定・運動の促進
- ◆ 健康的な生活習慣の推進
- ◆ 健康に関する正しい知識の普及啓発、講演会・講座の実施
- ◆ 生活習慣病予防に関する情報提供
- ◆ 栄養や食生活に関する相談の実施
- ◆ 歯・口腔の健康診査・検診や相談の実施
- ◆ 各種相談機関の周知

(2)感染症対策の推進

所管部:保健部

感染症の発生やまん延を防止するため、ワクチンに関する適切な情報を周知していくとともに、子どもや高齢者に対し、予防接種が確実に実施できる体制を構築します。

- ◆ 感染症についての正しい知識の普及啓発
- ◆ 適切に予防接種を行うための環境整備

(3)母子保健の推進

所管部:こども家庭部

妊娠・出産・産後における切れ目のない支援を強化するため、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を着実に実施し、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

また、病気や障がいなどを早期に発見し、子ども一人ひとりの成長にあわせた子育てができるよう、妊婦・産婦・乳幼児健康診査とその後の相談体制の充実を図ります。

- ◆ 妊娠・出産における支援の充実
- ◆ 乳児期における支援の充実
- ◆ 妊婦・産婦・乳幼児健康診査の実施
- ◆ 相談体制の充実

基本目標1

02 こども・若者

施策の目標

すべてのこども・子育て家庭・若者が幸せに暮らせるまちを目指します。

現状と課題

- すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行されました。同法では、年齢で区切らず、心身の発達の過程にある者を「こども」と定義し、若者を含むすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。本市でもこの理念に基づき、こども・子育て家庭・若者を支援する施策を推進しています。
- 本市では令和3(2021)年度から待機児童数ゼロを継続して達成するなど、乳幼児期の教育・保育環境の充実に努めてきました。引き続き待機児童数ゼロを継続するとともに、教育・保育の質の向上についても積極的に取り組んでいくことが求められています。
- すべてのこどもたちが健やかに成長し、社会で自立できるよう、障がい児、医療的ケア児、発達に課題のあるこどもなどの特別な配慮を必要とするこどもたちに対しては、早期からそれぞれの状況に応じた適切かつきめ細かい支援が求められています。
- 厳しい家庭環境で育つこども・若者が安心して過ごせるよう、個別のニーズにあった居場所づくりを行うとともに、こどもの権利を守り、誰一人取り残さない支援を徹底することが重要です。
- 若者が安心して生活できる基盤を整え、将来に希望を持てる社会を築くことは、少子化や貧困の連鎖を是正することにつながり、結婚や出産、子育てを選択しやすい環境の実現にも寄与します。それぞれのライフステージにおける選択は個人の自由であることが前提ですが、若者が自らの希望を実現できるよう、多角的な支援が必要です。

主な取り組みの方向性

(1) 地域における子育て支援の充実と保育の質の向上

所管部: こども家庭部

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、地域の人口動向を見据えた、保育施設などの適正配置を検討し、児童教育・保育の質においても、その維持・向上に努めます。また、保育サービスや地域における子育て支援施設については、制度を周知して利用を促すとともに、子育て家庭の定住促進にもつながるよう、施設の充実や需要を見極めたサービスの提供などを検討していきます。

- ◆ 保育施設や子育て支援施設などの適正配置
- ◆ 多様な保育サービスの充実
- ◆ 保育士や幼稚園教諭の確保と資質向上の推進
- ◆ 子育て相談・情報提供の充実

(2) 特別な支援を要することども・子育て家庭への支援

所管部: こども家庭部

すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、一人ひとりに応じた支援を提供できる体制を整備します。子どもの権利を尊重し、貧困対策や児童虐待防止、ヤングケアラー、ひとり親家庭、医療的ケア児や発達に課題のある子どもへの支援を推進します。また、「こども家庭センター」における、母子保健機能と児童福祉機能の連携・協働を深め、産前産後から子育て期において、切れ目のない包括的な支援を提供します。

- ◆ 子どもの貧困対策の推進
- ◆ 子どもの食の環境の支援
- ◆ 児童虐待防止のための支援
- ◆ ひとり親家庭などの自立のための支援
- ◆ 医療的ケア児や発達に課題のある子どもへの支援
- ◆ 子どもの健やかな成長のための医療費の助成
- ◆ 「こども家庭センター」による包括的な支援

(3) 子どもの居場所づくりと若者への支援

所管部: こども家庭部

地域の特性に応じた多様な居場所の整備を進め、あらゆることどもたちの寄りどころを整備します。また、若者の結婚や定住を促進するための支援を実施します。

- ◆ 子どもの居場所づくりの推進
- ◆ 「ぴあぱーく妙典COCO」などの子ども・子育て家庭のための施設の運営
- ◆ 若者の結婚に向けた支援

基本目標1

03 子どもの教育

施策の目標

すべての子どもたちの学びが保障され、一人ひとりの可能性を広げるための環境の実現を目指します。

現状と課題

- 社会の構造や環境が大きく変化する中で、すべての子どもが持続可能な社会の創り手となることが求められています。子どもに必要な資質・能力を育成するためには、一人ひとりが主体的に学び、個性を伸ばせる学びを提供するとともに、多様な体験や健やかな成長を促す取り組みが重要です。
- 就学前から、義務教育9年間の学びを提供する制度や、それを地域ぐるみで支える体制や環境整備が求められています。子どもの成長を見通した教育を実施するためには、幼児教育から義務教育といった学校区分に関わらず、学びと育ちの連続性を大切にした教育を推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となって、子どもの豊かな人間性を育むことが重要です。
- 一人ひとりの子どもが抱える特別な教育的ニーズが複雑化・多様化していることから、関係機関と連携し、多様性を包摂した一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供と必要な支援の充実が求められています。

主な取り組みの方向性

(1)一人ひとりの可能性を広げる教育

所管部:教育振興部・学校教育部

こども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、必要な資質能力を育成するため、確かな学力、豊かな人間性、それを支える健康な心と体を育みます。

個別最適な学びを提供するとともに、こどもたちが互いの多様性を認め、高め合う協働的な学びの機会を確保します。また、国際化やデジタル社会に対応するための教育を推進するとともに、研修を通じて、教員の指導力の向上を図るなど、指導・運営体制を充実していきます。さらに、教育の充実と環境改善を図るため、学校施設の計画的な整備を行います。

運動や食を通じて健やかな体を育成するとともに、社会全体でこどもの成長を支えるため、今後も安心で充実した学校給食を提供するとともに、無償化を継続します。

- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」による資質・能力の育成
- ◆ 調和のとれた学びの充実
- ◆ 英語活動・英語教育の充実
- ◆ ICT の活用推進
- ◆ 学校施設の計画的な整備
- ◆ 運動を通じた健やかな体の育成
- ◆ 安心で充実した学校給食の提供
- ◆ 学校給食費の無償化

(2)豊かな人間性を育む教育

所管部:教育振興部・学校教育部

多様な人との関わりの中で豊かな人間性を育むため、学びと育ちの連続性を大切にした教育を推進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を家庭・幼保小・地域が共有するとともに、関係部署と連携して幼児期の教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。また、学校教育においては、義務教育 9 年間を見通して、こどもに必要な資質・能力を育成するため、小中学校間の円滑な接続と連携を図り、小中一貫教育を一層推進していきます。地域と学校の連携・協力体制を更に強化するため、学校運営協議会や地域学校協働本部の活動を促進することで、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」の実現を図ります。

- ◆ 学びと育ちの連続性を大切にした教育
- ◆ 社会との連携を大切にした教育

(3)誰一人取り残さない教育

所管部:教育振興部・学校教育部

こども一人ひとりの能力や適性、属性などに応じて、個性や能力の伸長を図るため、性別や国籍、障がい、不登校経験、病気療養などに応じた教育を提供するとともに、社会的包摂の観点からすべてのこどもに教育機会と活躍の場を提供できるよう必要な支援を行います。

- ◆ 多様な学び手のニーズに応じた教育
- ◆ 特別な教育的ニーズに応じた教育

基本目標1

04 社会教育

施策の目標

誰もが生涯を通じて学び続けられる環境を提供できるまちを目指します。

現状と課題

- 人生100年時代を迎える中で、すべての人が生きがいを持って、活躍することができるよう必要な知識・技能の習得や知的・人的ネットワークの構築、健康の保持・増進に資する社会教育を推進することが求められています。社会教育は公民館や図書館、博物館などの社会教育施設だけでなく、大学や企業、NPOなど地域の様々な団体や場において行われており、それぞれの主体が連携・協働して、市民ニーズに応じた多様な学びと活動の場を提供していくことが重要です。
- 少子高齢化や人口減少が進む中で、豊かさと幸せを実感できる社会を実現するためには、市民自らが地域コミュニティに関わり、持続可能な社会の創り手となることが求められています。そのためには、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが重要であり、その中心を担う社会教育人材を育成するとともに、ネットワークを構築し、連携を促す必要があります。また、次世代を創ることどもや若者が社会教育活動に参画する取り組みを進めていく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1)若年層を含めた社会教育人材の活躍促進

所管部:教育振興部・学校教育部

地域のつながりの希薄化や担い手不足を解消し、地域コミュニティを活性化するため、社会教育人材の活動促進を図ります。特に、地域や学校が連携した取り組みにより、こども・若者の参画を促し、社会教育人材の発掘・確保に努め、社会教育の裾野を広げます。また、多様な分野において活躍する社会教育人材をつなぐネットワークの構築を図ります。

- ◆ 小学生から成人までを対象とした世代別の人材育成
- ◆ 社会教育と学校教育との連携を通じた活動の支援
- ◆ 地域全体の社会教育振興の中核となる社会教育主事の配置促進

(2)誰もが生涯を通じて学び続けられる学習環境の実現

所管部:教育振興部・学校教育部

誰もが生涯を通じて学び続けられる環境を整備するため、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設において、幅広い対象者に向けたテーマの講座を企画し、開催形式や周知方法を工夫することで、受講しやすい環境づくりを推進します。また、誰もが利用しやすいものとするため、地域住民の意向や若い世代の声も反映させた運営を図ることで、社会教育施設の更なる有効活用を図ります。

- ◆ 生涯学習機会の充実
- ◆ 公民館、図書館、博物館などの社会教育施設を活用した地域の学習拠点づくり

(3)大学や企業などと連携した学習機会の提供

所管部:企画部・教育振興部

大学の有する優れた学習環境の中で、市民が多様な知識・技能を習得できるよう、講座を開催します。また、企業やNPOなど、地域の様々な活動や外部資源も活用できるよう、各主体と協議し、連携を図ります。さらに、図書館が所蔵している情報資源を有効に活用するため、市立図書館と大学図書館の相互利用を推進します。

- ◆ 大学との包括連携協定に基づく生涯学習の推進
- ◆ 企業などとの協定・連携の推進
- ◆ 図書館の相互利用の推進

基本目標1

05 地域福祉

施策の目標

誰もが社会から孤立することなく、多様な主体との関わりの中で、つながり支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

- 人と人とのつながりの希薄化や地域の支え合いの脆弱化が問題となる中、地域住民などが支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 本市では、平成13(2001)年度から、「地域での支え合い」、「身近な場所での相談」、「行政の組織的な受け皿体制」の3つの骨格に基づく、地域福祉の仕組みである「地域ケアシステム」を推進しています。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるように、地域課題の解決に向けた担い手の確保や育成に取り組むとともに、地域や関係機関と連携した活動の更なる充実が必要です。
- 地域からの孤立、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、従来の制度や分野の枠の中には当てはまらない地域福祉における課題が顕在化しています。「介護」、「障がい」、「子育て」、「生活困窮」の各分野の相談支援を生かしつつ、こうした「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一貫的に実施する重層的支援体制の更なる充実が求められています。

主な取り組みの方向性

(1) 地域共生社会への意識向上

所管部: 福祉部

すべての市民が地域での支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担うため、研修や講座の開催などを通じ、地域共生社会の実現に向けた認識を深める機会を提供します。また、民生委員などを通じて、必要な人に必要な情報を届けるとともに、広報紙や市公式SNSなどの様々なツールを通じて、地域共生に関する情報を必要とする市民に提供できるよう体制を整備します。

- ◆ 地域福祉に関する情報の提供
- ◆ 地域共生社会に向けた意識の啓発

(2) 支え合いの地域づくり

所管部: 福祉部

多様な主体の参加による福祉コミュニティの充実に向け、地域住民による支え合い活動などを支援します。また、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるようにコーディネートを行う人材を配置し、誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり・地域づくりを推進します。

- ◆ 世代や属性に捉われない交流の場づくり
- ◆ 福祉コミュニティの充実
- ◆ 地域における防災体制の充実
- ◆ 社会とのつながりを作るための支援

(3) 包括的な相談支援体制の充実

所管部: 福祉部

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある課題への的確に対応するため、包括的な相談支援体制を充実させるとともに、多機関の協働による事例検討会などを通じて、スムーズな相互連携を促し、相談支援の質の向上を図ります。

- ◆ 属性、世代、相談内容を問わない包括的な相談支援体制の充実
- ◆ 相談支援に関わる関係者との連携体制の強化

基本目標1

06 高齢者福祉

施策の目標

高齢者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、安心していつまでもいきいきと自分らしく暮らし続けられるまちを目指します。

現状と課題

- 高齢化の進行に伴い、今後、要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれています。さらに、血縁や地縁を基盤とした支え合いの脆弱化や地域のつながりの希薄化を背景に、高齢者の社会的な孤独・孤立への対応が課題となっています。
- 切れ目のないケアを受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するためには、「地域包括ケア」を一層推進するとともに、すべての人が高齢期や最期に向けて備えられるよう、支援体制の充実が必要となります。
- 近年、健康寿命が延伸し、生涯現役志向が社会全体に浸透している中、若年世代から高齢世代までのすべての世代の人が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会の実現が求められています。
- 自分らしく自立した生活を送るために、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、元気な生活を取り戻す支援を受けることが重要です。また、年齢や心身の状況に関わらず、就労的な活動や地域活動に参加することで、社会や地域とのつながりを持ち続け、生きがいを感じられる環境の整備が必要です。

主な取り組みの方向性

(1)介護予防・生きがいづくりの充実

所管部: 福祉部

高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、普及啓発や「通いの場」の支援を行うとともに、外出支援の充実や、地域づくり・保健・スポーツ・生涯学習などの分野と連携を深め、社会参加を促進します。また、フレイル状態にある方に対しては、必要に応じて短期間で集中的に取り組むプログラムを実施するなど、元気な生活を取り戻せるよう支援します。

- ◆ 住民主体の通いの場の充実と地域づくりの推進
- ◆ 自立支援に資する取り組みや健康づくりの推進
- ◆ 高齢者の就労や社会参加の促進

(2)介護サービス・生活支援サービスの充実

所管部: 福祉部

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、在宅・施設・居住系サービスの充実を図るとともに、切れ目ない在宅医療と介護の連携体制を構築し、介護を受ける本人や介護者の不安や負担の軽減を図ります。また、認知症に関する正しい理解の促進と認知症の方の意思決定を支援し、共に暮らすことができる地域づくりを進めます。さらに、多様な主体による取り組みのコーディネート機能を担い、生活支援の体制づくりを推進します。

- ◆ 介護サービスの充実と医療介護の連携推進
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆ 地域資源の把握、ネットワーク構築、情報提供

(3)高齢期や最期の備えへの支援体制の整備

所管部: 福祉部

高齢者の社会的な孤独・孤立や、それに伴う様々な課題が顕在化する中、市民の誰もが安心して高齢期や人生の最期を迎えるよう、支援体制の整備を進めるとともに、市民自身が最期の備えについて考えられるよう支援します。

- ◆ 高齢期や最期の備えに関する意識の啓発・支援体制の整備
- ◆ 人生会議(ACP)の推進

基本目標1

07 障がい者福祉

施策の目標

障がいのある方もない方も、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまちを目指します。

現状と課題

- 障害者手帳の所持者数と障害福祉サービスなどの利用者数は年々増加し続けています。特に、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しており、今後も障害福祉サービスなどの需要増が予想されます。
- 障がいのある方が住み慣れた地域の中で、自らの意思で主体的に尊厳を持って暮らし続けるためには、多様な支援・関係機関との連携や包括的に相談を受け止める支援体制の充実、支援する人材の確保が必要になります。また、医療的ケアを必要とする方の支援体制の整備は大きな課題となっています。
- 可能な範囲で就労しながら、自らの能力を発揮し、自立した生活を送ることは重要です。そして、その人らしく暮らすためには、経済的自立だけではなく、地域や社会の中で自分の役割を実感することも大切です。
- 障がいに対する理解の促進や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供は、共生社会の実現のために不可欠なものになります。

主な取り組みの方向性

(1)生活支援・相談支援体制の充実

所管部: 福祉部

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスなどの充実を図るとともに、基幹相談支援センターや指定特定(障害児)相談支援事業所などによる、障がいのある方の相談支援体制の整備を進めます。

- ◆ 意思疎通の支援、移動支援の充実
- ◆ 基幹相談支援センターの拡充
- ◆ 相談支援事業所の相談支援専門員の拡充
- ◆ 地域生活支援拠点等の整備
- ◆ 医療費助成の充実
- ◆ 強度行動障がいのある方やその家族への支援体制の充実
- ◆ 医療的ケアを必要とする方やその家族への支援体制の充実

(2)就労・社会参加の促進

所管部: 福祉部

施設での日中活動や、通所施設における福祉的就労、自立のための一般就労などを充実させることにより、本人の意向に沿った社会参加を促進します。

- ◆ 就労支援
- ◆ 地域活動支援センターの運営支援

(3)差別解消と障がいの理解促進

所管部: 福祉部

障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去に向けた必要かつ合理的な配慮を行うとともに、市公式 Web サイトでの情報発信や障害者週間などの機会を通じて、障がいに対する理解の促進や啓発を図ります。

- ◆ 障がいを理由とする差別解消の推進
- ◆ 障がいに対する理解の促進
- ◆ 福祉教育の推進
- ◆ 障がい者虐待防止

基本目標1

08 社会保障・生活困窮者

施策の目標

誰もが安心して、安定した生活を送れるまちを目指します。

現状と課題

- 社会保障制度は、市民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとして重要な役割を担っています。近年の高齢化の進展に伴い、社会保障関係経費は増加傾向にあり、現役世代の負担増が問題視されていることから、持続可能な社会保障制度の構築が求められています。
- 国民健康保険は、加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、医療費の増加が見込まれることから、将来にわたって安心して医療を受けることができるよう、今後も安定的な運営が求められています。
- 経済的な困窮をはじめ、就労・心身の状況、住まいの確保、家族・家計の状況、社会的孤立など、課題は複雑で多様化している中、生活困窮者や生活保護受給者が増加し続けています。生活困窮・生活保護から脱却し、安定した生活基盤を維持できるよう、自立支援策を強化し、社会的・経済的な自立に向け、個々の状況に応じた支援を行うとともに、「貧困の連鎖」を防止することが重要です。

主な取り組みの方向性

(1) 安心して暮らせる社会保障の確保

所管部: 福祉部・保健部

国民健康保険の安定した運営を目指すため、特定健康診査や特定保健指導を通じた国民健康保険被保険者の健康づくりを支援し、生活習慣病の発症・重症化予防による医療費の適正化を図ります。

国民年金制度の普及を目指すため、広報などを通じた啓発を行います。

市民一人ひとりの最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活保護制度の適正な運用を図ります。

- ◆ 国民健康保険の安定した運営
- ◆ 広報などを通じた国民年金制度の周知
- ◆ 生活保護制度の適正な運用

(2) 生活困窮者への支援

所管部: 福祉部

生活困窮世帯の生活の安定と自立を確保するため、その世帯が抱える複合的な課題に応じた相談支援を行うとともに、継続的な伴走型支援を行いつつ、関係機関や地域で活動する支援者などと連携し、包括的に支援する体制の充実を図ります。さらに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた支援体制の充実を図ります。

- ◆ 相談者の課題に対応した支援計画の作成・実施
- ◆ 社会的・経済的な自立を実現するための社会資源の拡充

基本目標1 基本目標5

09 多様性社会

施策の目標

個人の尊厳が尊重され、互いに多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせるまちを目指します。

現状と課題

- 本市には、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、年齢、障がいの有無など様々な背景を持つ方々が暮らしています。誰もが互いの多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる多様性社会の実現が求められています。
- 近年、性差に起因する貧困や格差などの問題、ハラスメント、インターネット上の人権侵害、LGBTQ+（性的マイノリティ）に対する偏見や差別、DVや虐待など、人権に関する多種多様な問題が顕在化しており、社会全体の課題となっています。
- 本市では、性自認・性的指向に関わらず、互いの多様性を認め合う社会を実現するため、LGBTQ+への理解促進を図る講座の企画運営や情報紙の発行などを行っていますが、理解が十分に広まったとは言えません。誰もが自分らしく暮らしていくためにも、LGBTQ+への理解不足の解消に向けて更なる啓発を行う必要があります。
- 男女の不平等感や固定的性別役割分担意識の解消に至っていない状況を鑑み、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の地位向上や男性の家庭参画の促進に取り組んでいくことが求められています。
- DVの事案が複雑化・多様化しており、虐待とDVの複合ケースや外国籍の方が被害に遭うケース、交際相手からの暴力のケース（デートDV）などが見られます。DV防止と被害者の保護・自立支援に向けて各関係機関と連携した対応が求められています。

主な取り組みの方向性

(1) 多様性社会の実現

所管部: 総務部

互いの多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、男女共同参画やLGBTQ+などに関する理解を促進する啓発活動など、各種施策の充実を図ります。

- ◆ 多様性を認め合う意識づくり
- ◆ パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営や周知
- ◆ あらゆる分野への男女共同参画の促進

(2) 人権の尊重

所管部: 総務部

すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いを思いやることのできる社会の実現のため、人権啓発事業を推進します。また、DVなどによって困難な状況にある方や、犯罪被害者とその家族など、各相談者に寄り添った支援を行います。

- ◆ 人権意識の普及高揚
- ◆ 相談・支援体制の充実

基本目標1 基本目標2 基本目標5

10 平和・国際交流

施策の目標

国籍や民族、文化的な違いを越えて相互理解を深め、誰もが平和に安心して暮らせるまちを目指します。

現状と課題

- わが国は戦後80年を経過しましたが、世界では依然として多くの地域で紛争が発生しています。これに伴い、政治的・経済的分断への懸念が高まっており、平和の大切さを再認識しようとする動きが活発化しています。
- 本市は、昭和59(1984)年11月15日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。以来、平成21(2009)年には「平和首長会議」に、令和7(2025)年には「日本非核宣言自治体協議会」に加盟し、核兵器の廃絶・命の尊厳・恒久平和の確立に向けて継続的に取り組んでいます。市民の約9割が戦後生まれの戦争を知らない世代となった今、改めて、平和の大切さを呼びかけていくことが求められています。
- 本市は、世界の5都市(アメリカ合衆国/ガーデナ市、中華人民共和国/楽山市、インドネシア共和国/メダン市、ドイツ連邦共和国/ローゼンハイム市、フランス共和国/イッシー・レ・ムリノー市)と親善交流を目的とした姉妹・友好都市やパートナーシティ提携を結んでいます。これらの都市と多様な分野で交流することで、相互理解や多文化共生の意識を醸成し、ひいては、国際平和の実現につなげていくことが重要です。
- 令和7(2025)年3月末現在、本市の在住外国人数は、22,503人(115か国・地域)にのぼり、これは市の総人口の約4.5%を占めています。今後も在住外国人数の増加が見込まれていることからも、互いの文化や習慣を尊重し合い、地域社会を共に担う多文化共生が重要となっています。また、在住外国人の方が地域で安心して生活できるよう必要な支援を講じることも求められています。

主な取り組みの方向性

(1) 平和意識の高揚

所管部: 総務部

戦争を知る世代が少なくなる中、恒久平和に対する市民意識の高揚と定着を図るために、核兵器の恐ろしさや戦禍の実相を学ぶ機会を充実させるとともに、より多くの市民が平和の大切さについて考える契機となるようなイベントなどを実施します。

- ◆ 平和啓発の資料展示や学習機会の充実
- ◆ 戦争体験者による講話、証言映像の活用
- ◆ 平和に関するイベントの開催

(2) 国際感覚の醸成

所管部: 文化国際部

姉妹・友好都市などとの公式代表団・市民団の相互訪問を継続するとともに、青少年交流や文化交流などの促進を図ることで市民の国際感覚を醸成します。

- ◆ 公式代表団・市民団の国際交流活動の継続
- ◆ 青少年代表団の交流促進
- ◆ 姉妹・友好都市などを紹介するイベントの開催

(3) 在住外国人への支援

所管部: 文化国際部

日本語ボランティア教室を充実させていくとともに、生活に必要な情報が確実に伝わるように多言語での情報発信や「やさしい日本語」の普及啓発に取り組みます。また、市民を中心とした異文化理解に関わる様々な活動を支援します。

- ◆ 日本語ボランティア教室の充実
- ◆ やさしい日本語の普及啓発
- ◆ 在住外国人と地域をつなぐ市民活動の支援

基本目標1 基本目標2

11 危機管理・防災・減災

施策の目標

自助・共助・公助それぞれが連携した災害に強いまちを目指します。

現状と課題

- 本市は、地震発生時における北部のがけ崩れ、中部や南部の旧市街地での建物倒壊や火災、南部の液状化などのリスクを抱えています。一方、水害発生時においても北部のがけ崩れ、中部の河川の洪水、南部の高潮による浸水被害など、各地域で様々な災害リスクを抱えています。加えて、都市部特有の大規模な帰宅困難者の発生も懸念されています。
- 千葉県では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が約 60%と想定されています。また、地球温暖化による異常気象で、年々、台風や線状降水帯などの水害も大規模化しています。本市においても、将来必ず発生するとされる大規模災害から、自分や家族の生命・身体・財産を守るために、市民一人ひとりが災害を自分事として捉え、自助の対策を進めていくことが重要です。
- 災害の発生により被災生活となった場合には、地域の方との助け合いが非常に重要なことから、日頃からコミュニティの構築を進める必要があります。地域の防災訓練などの実施回数は増加傾向にありますが、参加率の向上が課題となっており、地域住民が主体となった共助による防災対策を推進していく必要があります。
- 市民の生命・身体・財産を守る使命を持つ行政として、災害に対して、あらゆる備えを講じる必要があり、「市川市国土強靭化地域計画」に基づき、ハード・ソフトの両面から総合的な取り組みを進めていくことが重要です。また、市単独では対応ができない事案に備え、事業者や関係団体、他自治体との連携強化を図り、危機管理体制を整えていく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1) 多様な災害リスクへの対策

所管部:危機管理室

多様な災害リスクへの対策として、地域ごとの災害リスクを可視化した防災カルテやハザードマップの活用、帰宅困難者の対策や要配慮者への支援体制の強化などを行います。また、避難所においては災害関連死を防ぐための環境整備や想定される避難者数に応じた物資の備蓄を進め、複合災害への対応力を強化します。さらに、国土強靭化地域計画に基づき、災害時の被害を最小限に抑えるために、平時から強くしなやかなまちづくりを進めます。

- ◆ 防災カルテ・ハザードマップの活用によるリスクの可視化
- ◆ 帰宅困難者一時滞在施設の確保
- ◆ 要配慮者への支援体制の強化
- ◆ 避難所環境の整備と想定避難者数に応じた物資の備蓄
- ◆ 国土強靭化地域計画に基づいた強くしなやかなまちづくり

(2) 自助・共助を基本とした地域防災力の向上

所管部:危機管理室

地域防災力の向上のため、市民一人ひとりの防災意識を高める啓発活動を強化するとともに、自治会などに対し積極的な情報発信を行い、訓練や講話、自主防災組織への支援、地域防災リーダーの育成を実施します。また、災害時には、避難所を円滑に開設できるよう、小学校区防災拠点協議会の活動促進を図り、避難所運営体制を整えます。さらに、災害発生時には、一人ひとりが自らの命を守るための行動を取れるよう、迅速で的確な情報発信を行います。

- ◆ 訓練・講話などによる防災意識の啓発
- ◆ 自主防災組織・地域防災リーダーの育成強化
- ◆ 小学校区防災拠点協議会の活動促進
- ◆ あらゆる媒体を活用した迅速で的確な情報発信

(3) 危機管理体制の充実

所管部:危機管理室

災害発生時の被害を最小限にし、より早急に復旧・復興を進め、日常生活を取り戻せるよう、職員による訓練の実施や関係機関との連携体制の強化を図るとともに、効果的・効率的な情報収集や情報発信などを行うための防災 DX に取り組みます。また、国民保護については、千葉県と連携した実働訓練の実施を検討し、危機管理体制の推進を図ります。

- ◆ 訓練などによる職員の災害対応能力の向上
- ◆ 関係機関との連携強化(事業者・他自治体との協定)
- ◆ 受援体制の整備
- ◆ 確実な業務継続計画(BCP)の実行
- ◆ 防災 DX の推進
- ◆ 女性の視点から災害への備え、避難所運営や被災者支援のあり方、復旧対策について検討

基本目標1 基本目標2

12 消防

施策の目標

市民の生命・身体・財産が守られるまちを目指します。

現状と課題

- 消防には、火災や交通事故から、自然災害、テロ災害などの特殊な災害まで、複雑化・多様化する事案に的確に対応していくことが求められています。さらに、首都直下地震や大型化する台風など、市内全域に甚大な被害をもたらす災害の発生が危惧されていることから、これまで以上に高度な知識・技術の習得や消防活動体制の強化を図ることが求められています。
- 市内の出火件数はこれまで減少傾向にありましたが、令和6(2024)年は前年より増加しています。その中で建物火災が半数以上を占め、たばこや電気機器、コンロから出火するケースが多いことから、これらの適切な取り扱いについて周知し、住宅防火を推進することが求められています。
- 救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向にあります。高齢化に伴い、今後も救急需要の増加が見込まれることから、救急活動における現場滞在時間・総活動時間の短縮を図り、傷病者が早期に医療の提供を受けることができるよう体制を整える必要があります。また、救命率の向上には救急現場に居合わせた人(バイスタンダー)が実施する応急手当への期待は大きく、バイスタンダーによる迅速な応急手当が生存率や社会復帰率を高めると言われています。AED の普及が進む中で、一人でも多くの市民が応急手当の知識と技術を持つことが重要となっています。
- 地域に密着した活動を行う消防団は、市民の安全・安心を守るうえで非常に重要な役割を担っています。一方で、消防団員の減少や高齢化が進んでおり、団員の確保は喫緊の課題となっています。

主な取り組みの方向性

(1)消防力の強化

所管部:消防局

複雑化・多様化する災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防人員の確保や職員全体の更なる知識・技術の習得、災害時の拠点である消防施設の老朽化対策、車両資機材の充実、広域応援体制の連携強化を図ります。また、地域の安全を守る消防団員の確保や待遇改善、装備の充実、技術力向上を図ります。

- ◆ 消防人員の確保、職員の技術向上に向けた各種訓練、研修の実施
- ◆ 消防施設などの整備
- ◆ 車両資機材の充実
- ◆ 広域応援体制の連携強化
- ◆ 消防団員の確保に向けた積極的な広報活動や待遇改善、装備の充実、技術力向上

(2)火災予防の推進

所管部:消防局

火災を未然に防ぐとともに、火災発生時の被害を最小限に抑えるため、各種イベントや広報媒体を活用した周知啓発、計画に基づく査察を実施し、引き続き火災予防対策の推進に取り組みます。

- ◆ 火災予防に関する広報活動
- ◆ 計画的な査察による防火対象物や危険物施設の適正な維持管理

(3)救急体制の充実

所管部:消防局

高齢化に伴い増加が見込まれる救急需要に対応するため、デジタル技術活用による救急業務の円滑化や高度化に加え、Web講習などを通じた応急手当普及活動を推進します。また、各種広報媒体の活用による救急車の適正利用を促進します。

- ◆ 救急現場における業務の高度化・簡素化に関する研究
- ◆ 応急手当普及活動によるバイスタンダーの育成
- ◆ 救急車適正利用の促進

基本目標2

13 防犯・市民安全

施策の目標

犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指します。

現状と課題

- 市内における刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに減少していましたが、令和2(2020)年から横ばいとなっています。また、令和6(2024)年に市内で発生した悪質な強盗事件や被害が後を絶たない特殊詐欺などの影響で、依然として、市民の犯罪に対する不安感は拭えていない状況です。犯罪発生の抑止と体感治安の改善を図るため、市民、事業者、防犯協会、警察、市などが連携して総合的な防犯対策を推進していく必要があります。
- 犯罪から自分自身や家族の安全を守るためにには、日頃から防犯意識を高め、一人ひとりが主体的に防犯対策を講じることが必要です。また、犯罪を起こそうとする者を寄せ付けないまちを地域の環境面からつくっていくことも重要です。
- 防犯パトロールなどの自主防犯活動は、地域の安全・安心を守るための要であるとともに、地域コミュニティの形成においても重要な役割を果たしています。一方で、担い手の高齢化が課題となっていることから、新たな担い手の発掘・育成にも取り組んでいく必要があります。
- 昨今の高度情報化、サービスの多様化などにより、日々の生活が便利になる一方、悪質商法や特殊詐欺の手口はますます巧妙化し、幅広い年代で被害が増えています。被害の未然防止を目的としたきめ細かい情報提供と被害回復のための的確な対応が求められています。

主な取り組みの方向性

(1)個人の防犯意識の向上と防犯対策の促進

所管部:市民部

定期的な犯罪発生情報の提供や防犯に関する講座の開催などにより、一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、特殊詐欺被害の防止に向けた取り組みなどを行い、市民が犯罪から自らを守るために支援を行います。

- ◆ 犯罪発生情報の提供・注意喚起
- ◆ 防犯講演会・出前防犯講座の実施
- ◆ 特殊詐欺被害の防止に向けた取り組みの推進

(2)犯罪の起こりにくい環境の整備

所管部:市民部

地域の自主防犯活動団体などへの支援を行うとともに、市民、事業者、防犯協会、警察などと連携し、地域防犯体制の充実を図ります。また、街頭防犯カメラやカメラ付き防犯灯、防犯灯の設置を推進するなど、ハード面から犯罪が起きにくい環境を整備します。

- ◆ 自主防犯活動の支援
- ◆ 市民、事業者、防犯協会、警察などの連携した取り組みの推進
- ◆ 街頭防犯カメラ・カメラ付き防犯灯・防犯灯設置の推進
- ◆ 暴力団排除に係る取り組みの推進

(3)消費生活相談体制の充実

所管部:市民部

専門的な知識を有する相談員による「消費生活相談」や、弁護士による「多重債務専門の法律相談」などの消費者問題に対応する相談体制の充実などを図り、消費者被害の未然防止に取り組みます。

また、社会情勢を反映し日々変化している消費生活相談内容に対し、適切かつ迅速に対応できるよう、国民生活センターなどの研修を通じて専門知識を習得するなど、相談員の資質向上を図ります。

- ◆ 相談体制の充実
- ◆ 相談窓口などの周知
- ◆ 相談員の資質の向上

基本目標2 基本目標3

14 交通安全

施策の目標

交通安全に関する意識が高く、道路の安全性が確保された、交通事故のないまちを目指します。

現状と課題

- 本市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い高齢者が関係する事故の割合が増加しています。また、子どもや障がい者の安全確保なども課題であり、誰もが安心して外出できる環境の整備が求められています。
- 本市の交通事故発生件数のうち、約4割が自転車に関する事故です。本市では、「市川市自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車保険加入の義務化や自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化など、自転車の安全利用の浸透を図っています。
- 通学路においては、特に周辺の道路事情の変化に伴う危険箇所や道路施設の破損などの把握に努め、早期に対応することが求められています。学校関係者や道路管理者、警察、企業が連携し、通学路における児童生徒の安全確保を徹底することが求められています。

主な取り組みの方向性

(1)交通安全への意識啓発

所管部:道路交通部

交通事故をなくすため、高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶について、警察や関係機関・団体と連携した街頭啓発や広報紙などによる情報発信を行い、普及・浸透を図ります。また、こどもたちが交通事故に巻き込まれないよう、交通安全教室などで交通安全教育を実施します。

- ◆ 市民総参加でつくる交通安全の推進
- ◆ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ◆ 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
- ◆ 自転車の安全利用の推進
- ◆ 飲酒運転の根絶に向けた意識啓発
- ◆ 交通安全教育の推進

(2)安全な歩行空間・自転車走行環境の整備

所管部:道路交通部

歩行者と自転車が安全で快適に利用できる交通環境を整備するため、「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点地区のほか、国が指定した特定道路の整備や道路の拡幅を図ります。また、「市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、更なる整備を進めます。無電柱化については、優先整備路線の整備を推進します。

- ◆ 道路の改良・拡幅
- ◆ 歩道の段差解消などによる歩行者の安全性確保
- ◆ バリアフリー化の検討
- ◆ 自転車走行環境の整備
- ◆ 無電柱化による快適な歩行空間の形成

(3)通学路の安全性向上

所管部:学校教育部

安全な通学路を整備するため、学校へのアンケート調査などにより、危険箇所の把握に努め、児童生徒や保護者、学校関係者へ向けて各種媒体を通じて周知します。また、学校関係者、道路管理者、警察、企業が参加する合同点検を実施し、明らかになった危険箇所への対策の検討や、対策を講じた後の実態調査を行い、更なる改善に努めます。さらに、各学校のニーズにあわせた安全教育を推進します。

- ◆ アンケートと合同点検などを通じた危険個所の把握・改善
- ◆ 関係機関と連携を強化した通学路の安全対策の向上

基本目標2 基本目標3

15 都市計画・土地利用

施策の目標

利便性・安全性と自然とのバランスが取れた都市環境と個性豊かな景観がある魅力あふれるまちを目指します。

現状と課題

- 本市は、都心に近接した好立地であると同時に、多くの自然に恵まれ、また様々な産業が集積した利便性の高い土地利用が図られています。このような強みから、市内の総人口は増加傾向にあり、住宅地は拡大を続けています。一方で、緑地などの自然や商業地は減少しており、住環境の質、生活利便性の低下などが懸念されています。
- 古くから市街地が形成されている八幡・市川地区などは、防災上の課題を有するほか、行徳地区では、土地区画整理事業から約50年が経過し、老朽化が進む建物などは更新時期を迎えていました。今後は、良好な住環境の維持、生活利便性や防災性の向上などに配慮し、魅力ある市街地形成を図っていく必要があります。
- 市街化調整区域では、無秩序な開発行為を抑制し、農地・緑地などを適切に保全するとともに、周辺環境に変化が見込まれる場合には、それに対応した適切な土地利用が必要となります。
- 今後、大規模地震などの発生が予期されていることから、平時から、災害の発生を念頭に置き、減災や復興の視点からも都市計画を検討していく必要があります。
- 本市には、固有の歴史を生かした景観、多彩な個性のあるまち並み、恵まれた自然景観が存在し、今後も、それぞれの特性に配慮しつつ、心地良い景観を残していく必要があります。また、昭和40年代から整備が進んだ公共施設については、今後老朽化が進むことから、建替え・改修などの機会を捉えて、良好な景観誘導を図ることが重要となります。

主な取り組みの方向性

(1) 適切な土地利用による魅力あるまちづくり

所管部: 街づくり部

魅力あふれる都市空間を創出するため、賑わいと活気のある拠点形成や、良好な住環境と生活利便性に配慮した住宅地づくりなど、地域特性に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市インフラの老朽化などを踏まえ、既成市街地の計画的な再整備を進めます。また、将来的な人口動態、都市基盤の整備動向などを考慮したうえで、市街化調整区域の適切な土地利用誘導を図ります。さらに、大規模災害の発生に備え、長期的な視点から、被害の軽減や迅速な復興が可能となるような土地利用と都市基盤整備を進めます。

- ◆ 地域特性に配慮したまちづくり
- ◆ 既成市街地の計画的な再整備
- ◆ 市街化調整区域における適切な土地利用
- ◆ グリーンインフラの活用
- ◆ 災害の発生を念頭に置いた土地利用・都市基盤整備

(2) まちの個性に彩られた景観の形成

所管部: 街づくり部

寺社や文化施設を核とした風情あるまち並み、都市の顔にふさわしい賑わいある駅前、緑の多い落ち着いた住宅地、梨畠や海辺の自然環境など、様々なまちの個性に配慮した良好な景観形成を、市民との連携のもとで進めます。

- ◆ まちの個性に配慮した良好な景観形成
- ◆ 自然環境を生かした景観形成
- ◆ 市民・事業者による自主的な景観形成への支援

基本目標2 基本目標3

16 道路・交通

施策の目標

道路・交通の利便性・安全性が高く、快適に移動できるまちを目指します。

現状と課題

- 道路は、人々の生活や経済活動に密着した身近な都市基盤です。高度経済成長期以降に整備された道路の一部が老朽化していることから、計画的な維持管理が重要となっています。
- 本市では、街道沿いに都市化が進み、鉄道駅を中心に市街地が発展してきた結果、中心市街地周辺では慢性的な渋滞と安全性の低下が生じています。都市計画道路の整備により、渋滞の解消や災害時の避難経路の確保などに取り組むとともに、自転車利用者や歩行者が安全に移動できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 現在、旧江戸川をまたいで都内につながる(仮称)押切・湊橋や市北部から成田空港方面につながる北千葉道路の整備事業などが進められており、広域道路交通網の更なる充実が予定されています。
- 近年、バス路線をはじめとした既存の公共交通は、乗務員の担い手不足に加え人件費、燃料費、資材価格などの高騰により安定的な運行の継続が困難となり、路線の廃止や減便が行われています。これにより移動が困難となる地域が生まれ、日常生活の移動が不便になることが危惧されています。地域の交通を持続可能な形で維持するためには、既存路線の維持・再編だけでなく、バス路線に代わる新たな移動手段の柔軟な検討が求められています。

主な取り組みの方向性

(1) 道路交通網の充実

所管部:道路交通部

広域道路交通網の形成と災害時の避難路や緊急輸送道路としての機能強化を図るため、(仮称)押切・湊橋や北千葉道路の早期完成を促進します。また、「市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進します。

- ◆ 都市計画道路の整備
- ◆ 自転車走行空間の整備

(2) 道路の安全性の確保

所管部:道路交通部

道路の改良や拡幅、優先整備路線の無電柱化を進めるとともに、幹線道路の計画的な修繕や道路照明灯の適切な維持管理を実施し、道路の機能向上により、安全性を確保します。また、歩道の段差解消などバリアフリー化を図ることで、誰もが安全で快適に歩行できる「人にやさしい道づくり」を進めます。

- ◆ 既存道路の改良・拡幅
- ◆ 無電柱化の推進
- ◆ 道路舗装の維持補修
- ◆ 道路照明灯の維持管理
- ◆ 安全で快適な歩行空間の整備

(3) 公共交通の充実

所管部:道路交通部

公共交通の利便性を高め、運行を維持するため、コミュニティバスの運行計画の見直しを進めるとともに、利用促進を図ります。また、路線バスの廃止や減便により移動が不便になった地域については、代替の移動手段を検討します。

- ◆ 公共交通の利便性向上
- ◆ コミュニティバスの利用促進
- ◆ 公共交通を補完する移動支援の充実

基本目標2 基本目標3 基本目標4

17 下水道・治水

施策の目標

衛生的で快適かつ安全な下水道施設が整備され、健全な水循環が行われているまちを目指します。

現状と課題

- 下水道施設は、衛生的で快適な市民生活を守り、川や海などの水質を保全するための重要な社会基盤です。本市では公共用水域の水質保全を目的として下水道処理区域の拡大を進めていますが、下水道普及率は令和6(2024)年度末時点でも80.2%と更なる整備が必要となっています。整備済みの区域においては、早期の接続により水洗化人口を増やしていくことが事業経営上の課題となっています。
- 近年、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化が顕著になっており、流域ぐるみでのハード・ソフト一体的な取り組みが重要になっています。本市では都市型水害が頻発していることから、整備優先区域に位置付けられている市川南地区や高谷・田尻地区の幹線管渠やポンプ場の整備による浸水対策が喫緊の課題となっています。また、保水・遊水機能の維持や雨水貯留・浸透など市街地の雨水流出抑制の更なる促進も健全な水循環にとって重要な役割を担っています。
- 本市では昭和30年代から下水道事業に着手してきたことから、下水道施設の老朽化に伴う適切な維持管理や更新が必要になっています。今後、ますます老朽化施設の増加が見込まれることから、更なる計画的な更新やそれにあわせた地震対策が課題となっています。
- 本市の下水道事業は、平成30(2018)年4月に地方公営企業法の財務規定などを適用し、独立採算による経営を目指しています。物価変動や人口動態といった社会情勢の変化を踏まえたうえで、経営の効率化などに取り組み、将来にわたって安定的に運営を行っていく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1) 快適な暮らしにつなげる下水道普及の向上

所管部: 下水道部

効率的な下水道処理区域の拡大に向けて、最適な施工箇所の設定や発注手法などの検討を行い、市北部地域を中心に残る下水道未普及地域の整備を推進します。また、下水道が整備された地域を中心に早期の接続を促すことで、衛生的で快適な生活環境の拡大を目指します。

- ◆ 下水道処理区域の拡大
- ◆ 早期の下水道接続の促進

(2) 安心な暮らしを守る治水対策の推進

所管部: 下水道部

大雨時の浸水被害を防ぐため、雨水排水施設の整備を進めるとともに、集中豪雨に伴う局地的な浸水対策にも取り組みます。また、市民・事業者に雨水貯留・浸透施設の設置を促すとともに、本来有する保水・遊水機能を維持することで、市街地からの雨水流出抑制にあわせて水循環の健全化に資するよう、市民と行政が一体となった総合的な治水対策を進めます。

- ◆ 雨水排水施設の整備
- ◆ 保水・遊水・貯留浸透の機能向上
- ◆ 水循環の向上に資する啓発

(3)暮らしを支える施設の安全対策の推進

所管部: 下水道部

市民生活を支える重要な下水道施設を、将来にわたり健全に維持するため、定期的な調査によって施設の状況を的確に把握し、損傷に対して早期対応を図ります。また、「市川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の計画的な長寿命化を図るとともに、発生リスクが高まる首都直下地震への対応など、下水道施設の安全対策を進めます。

- ◆ 老朽化する下水道施設の計画的な対策の推進
- ◆ 地震対策の推進
- ◆ 施設の適切な維持管理

(4)経営基盤の強化

所管部: 下水道部

下水道事業を将来にわたって安定的かつ持続可能な経営とするため、「市川市下水道事業経営戦略」に基づき、民間活力の活用も視野に入れた経営の効率化を進めます。また、水洗化人口の増加や適正な下水道使用料収入の確保などにより、事業を支える財政基盤の健全化に取り組みます。

- ◆ 民間活力の活用
- ◆ 水洗化人口の増加
- ◆ 定期的な下水道使用料の見直し

基本目標2 基本目標3 基本目標4

18 住宅・住環境

施策の目標

快適で安全な暮らしができる良好な住環境のまちを目指します。

現状と課題

- 少子高齢化、自然災害の激甚化・頻発化、地球温暖化、DXなど社会環境が変化する中、高齢者や子育て世帯などの住みやすさ、防災性の向上、脱炭素化、新しい生活様式などに対応した良質な住まいと市街地の形成が求められています。
- 本市で把握する空き家数は、増加傾向にあり、その一部は適切に管理されず、周辺環境へ悪影響を及ぼしています。さらに、市内には、築40年を超える高経年マンションも多く存在することから、空き家やマンションに関する対策を適切に進めていくことが必要となっています。
- 単身世帯の増加や持ち家率の低下などを背景に、高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居需要が高まることが見込まれています。また、市営住宅は、老朽化が進んでおり、耐用年数が迫る住宅も多いことから、今後のあり方を検討していく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1) 多様なニーズに対応した住まいとまちづくり

所管部: 街づくり部

社会環境の変化を考慮しつつ、高齢者や子育て世帯などすべての市民が、安全で快適に過ごせる住まいとまちづくりを進めます。また、カーボンニュートラルの実現に向け、環境性能に優れた住宅ストックの形成を進めます。

防災・防犯面などにおいて良好な居住環境を維持するため、住宅の空き家化の予防、空き家の適切な管理・活用などに係る対策を進めます。また、質の高いマンションストックの形成に向け、適正な維持管理と円滑な建替えに係る取り組みを進めます。

- ◆ 災害に強い住宅・住環境の形成
- ◆ 高齢者や子育て世帯などが住みやすい住宅・住環境の形成
- ◆ 環境性能に優れた住宅ストックの形成
- ◆ 空き家・高経年マンションなどに係る対策の実施

(2) 住宅セーフティネットの確保

所管部: 福祉部

住宅確保要配慮者が安心して生活を送るために、関係機関や関係団体と連携した支援や民間賃貸住宅の積極的な活用など、住宅の確保を容易にするセーフティネット制度を推進します。

また、市営住宅の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理などを行い、安全性や居住性の向上を図ります。

- ◆ 新たな住宅セーフティネット制度の推進
- ◆ 市営住宅の計画的な維持管理などの実施

基本目標3 基本目標4

19 カーボンニュートラル

施策の目標

地域が一体となって、カーボンニュートラルの実現を目指します。

現状と課題

- 地球温暖化に伴う大規模な気候変動など、世界規模での環境問題が私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつあります。本市においても、台風や大雨などの自然災害が大きな脅威となっているほか、市内の年間平均気温と最高気温はともに上昇傾向にあります。
- 本市は、これまで地球温暖化対策として、住宅や事業所などへの太陽光発電設備の導入による創エネや建物の省エネ改修などの普及促進を進めてきましたが、令和5(2023)年度を「カーボンニュートラル元年」とし、カーボンニュートラルの実現に向けて本格的に着手しました。
- 令和7(2025)年1月には、いちかわクリーンエネルギー株式会社を設立し、クリーンな電力を市内に供給することで、エネルギーの地産地消や地域内経済循環を高める取り組みを進めており、同年5月には環境省の第6回脱炭素先行地域にも選定されています。全国的にも都市部でのカーボンニュートラルの実現は難しいと言われる中、都市部における先進的な役割として、まずは妙典地区において市民・事業者と一体となって脱炭素を推進するとともに、この実績やノウハウを市全域に脱炭素ドミノで広く展開させることで、市民参加型の環境先進都市の実現を目指します。
- 廃棄物の焼却により排出される二酸化炭素の削減を図るために、市民や事業者などの行動変容によるごみの減量や資源化を図る必要があります。こうした取り組みによる地球温暖化対策の強化が求められています。
- 「市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」においては、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比でマイナス50%の二酸化炭素排出量の削減目標を掲げています。令和3(2021)年度の排出量はマイナス12%に留まっており、今後は大幅な削減が必要です。地球温暖化の進行に歯止めをかけ、次世代により良い地球環境をつなげるためには、行政だけではなく市民や事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1) カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

所管部: 市長公室・環境部

地域で排出される二酸化炭素を削減するため、市民や事業者に対し、創エネ・省エネに関する各種補助を実施するとともに、ごみの減量や資源化、いちかわクリーンエネルギー株式会社による再生可能エネルギーの更なる活用などを通じて、エネルギーの効率的な利用を推進します。

また、脱炭素先行地域内における賃貸住宅の断熱性能の公表制度の創設、断熱改修や様々な手法での太陽光発電設備の導入などに取り組むとともに、市域全体への効果的な展開を目指します。さらに、既存の技術や枠組みに捉われない新たな革新的技術の積極的導入、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や地域の脱炭素化に貢献する廃棄物処理システムの形成を推進します。

- ◆ 創エネ・省エネ設備設置への補助
- ◆ ごみの減量・資源化の推進
- ◆ 再生可能エネルギー利用の推進
- ◆ 公共施設における創エネ・省エネの推進
- ◆ 次世代自動車の普及促進
- ◆ 住宅などの断熱改修の強化
- ◆ 新たな革新的技術の積極的導入

(2) 環境への意識啓発・理解促進

所管部: 市長公室・環境部

地球温暖化対策を市全体で推進していくため、市民や事業者が地球温暖化を自分事として捉え、省エネや節電の必要性を理解し、自ら率先して行動するように効果的な周知・啓発を行います。また、市民・事業者・大学などが協働し、環境活動に取り組む仕組みを構築します。

また、学校教育のみならず、消費者教育、職場教育、地域活動などを通じた環境学習などを推進することにより、地球温暖化の問題意識を市民や事業者と共有し、日々の生活や活動の中で地球温暖化対策に取り組み、行動を他者に働きかけていく役割を担う人材の育成を図ります。

- ◆ 市川市地球温暖化対策推進協議会との協働による温室効果ガス削減の推進
- ◆ 地球環境学習の推進
- ◆ 地球環境に関する情報提供と周知啓発
- ◆ 環境フェアや学校での環境学習、講演会の開催、事業者向けのセミナーの実施
- ◆ 電気自動車や省エネ設備の普及促進に向けた企業との連携による啓発活動
- ◆ 市民向け環境講座などの開催
- ◆ 市内大学と連携した環境講座の開催

基本目標3 基本目標4

20 自然環境・生物多様性

施策の目標

すべてのいのちが尊重され、豊かな自然環境や生物多様性が保全されたまちを目指します。

現状と課題

- 本市には、北部の緑地や谷津、市街地に残るクロマツ、南部の江戸川や三番瀬を擁する東京湾奥などの貴重な自然が残っています。これらの良好な自然環境は、動植物の生息・生育の場として重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場として、積極的な保全が求められています。
- 近年、開発や気候変動などにより、生物多様性の危機が生じていることから、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ(自然再興)を目指し、生物多様性の保全・再生に向けた取り組みを進める必要があります。
- 自然環境と生物多様性に対する市民の関心と理解を高めるため、情報提供や学習機会の提供などを通して、市民が自然と触れ合う機会を創出していくことが重要です。
- 家族の一員であるペットは、人々の生活に癒しと潤いを与える存在です。一方で、誰もが暮らしやすい環境をつくるためには、飼い主にモラルとマナーが求められており、これまでペットを含めた動物に関する多くの相談が寄せられていることから、人と動物が共生できる社会の実現に向けた動物愛護の取り組みを進める必要があります。

主な取り組みの方向性

(1) 自然環境・生物多様性の保全

所管部: 環境部

市内にある巨木や減少しつつあるクロマツなどの樹木を保存していくことを目的とした保存樹木協定制度や、緑地保全に関する協定を協力者と締結していくことで、市街地に残された貴重な自然環境を保全します。

また、生物多様性の保全・再生に向け、モニタリング調査などにより実態を把握するとともに、調査などで得た情報をより広く市民に公開して、生物多様性の考え方を、市民・事業者などあらゆる主体に浸透させます。また、緑地や水辺など、生物の生息の場の保全・再生を図ります。

- ◆ 保存樹木協定制度の推進
- ◆ 緑地の保全協定の締結
- ◆ 生物多様性モニタリング調査の実施
- ◆ 生物多様性の理解促進
- ◆ 自然共生サイトや保全緑地の拡充

(2) 自然と触れ合える機会の創出

所管部: 環境部

自然環境講座などの開催を通じて、自然と触れ合う機会を創出します。講座の内容の充実や参加者の幅を広げるため、市各部門との連携を図ります。

- ◆ 自然環境講座などの開催
- ◆ 生物多様性セミナーなどの開催
- ◆ 自然共生サイトや保全緑地の活用

(3) 動物との共生に向けた取り組み

所管部: 環境部

動物愛護精神の普及を図るとともに、動物を飼うことに責任を持ってもらうため、飼い主に適正飼養を促し、狂犬病予防や所有者明示措置を推進します。また、飼い主のいない猫の増加を防止するため、不妊去勢手術費用の助成、譲渡会や地域の猫活動への支援を行います。

- ◆ 動物愛護精神の普及啓発
- ◆ 適正飼養の普及啓発
- ◆ 狂犬病の予防・鑑札またはマイクロチップの装着・猫の屋内飼養などの必要性の周知
- ◆ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用などの助成
- ◆ 地域の猫活動支援拠点の運営

基本目標3 基本目標4

21 公園・緑地・水辺

施策の目標

公園や緑地、水辺と親しめる潤いと安らぎのあるまちを目指します。

現状と課題

- 公園や緑地・水辺は、人々の生活に潤いと安らぎを与える市民の憩いの場であるほか、都市環境の改善や運動・レクリエーションの場、地域のコミュニケーションの場、災害時の避難場所などといった総合的な機能を有しています。
- 市内の都市公園は箇所数・面積ともに増加傾向にありますが、市民一人当たりの公園面積は、県平均と比べ低い水準となっています。
- 緑地は、農地や樹林地などが点在する北部を中心に多く残されていますが、その面積は減少傾向にあります。緑地は、気温上昇抑制や保水機能など様々な機能を有することから、適切に保全・活用することが必要です。
- 本市は都市部にありながらも、江戸川や真間川をはじめとする9つの一級河川のほかに、湧水の豊かな大町公園や、行徳近郊緑地や東京湾・三番瀬に面した海岸など、日常的に水辺や海辺に触れ合える環境が存在しています。このような水辺空間を都市における貴重な資源と捉え、まちの魅力の創出にも最大限活用していくことが重要です。

主な取り組みの方向性

(1) 魅力ある公園の整備

所管部: 街づくり部

身近に遊び場や安らぎの場を持つてゐるよう、公園の整備や既存施設の再整備・適切な維持管理を進めます。また、多様な主体との連携による公園の魅力向上を図ります。

- ◆ 公園の適正な整備
- ◆ 既存施設の再整備・適切な維持管理

(2) 緑地の保全・創出

所管部: 街づくり部

潤いと安らぎがあふれる緑豊かなまちを実現するため、地域に残された緑地の保全に努めるとともに、公園や道路、公共施設などにおいて都市緑化を進めます。

- ◆ 地域に残された緑地の保全
- ◆ 公園や街路樹などの整備による都市緑化の推進

(3) 水辺を活用したまちづくり

所管部: 街づくり部

憩いと潤いある生活空間を創出し、本市の魅力の向上を図るため、本市を流れる江戸川や真間川などの水辺を活用したまちづくりを進めます。

- ◆ 水辺のまちづくりに関する調査・研究
- ◆ 水辺への関心、親しみを高める取り組みの推進

(4) 海辺の環境の保全・再生

所管部: 行徳支所

市民が親しめる海辺を取り戻し、海域の自然環境を保全・再生するための取り組みを進めます。海辺の再生・整備のため設計作業を実施するとともに、供用後の管理・運営手法について検討します。また、整備に伴う海域環境の変化を把握するためのモニタリング調査を行います。

- ◆ 漁場や自然環境の再生
- ◆ 覆砂による海辺の保全・再生
- ◆ モニタリング調査による海域環境の変化の把握

基本目標3 基本目標4

22 資源循環型社会・清掃行政

施策の目標

限りある資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会の実現を目指します。

現状と課題

- 地球温暖化問題や天然資源の枯渇の懸念などにより、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動から、限りある資源を効率的に利用し、循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく資源循環型社会への転換が進められています。
- 市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題です。5R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リフューズ:断る、リユース:再使用、リペア:修理する、リサイクル:再生利用)に取り組むことで、更なるごみ減量を進めていく必要があります。
- 近年、燃やすごみの量は、減少傾向となっていますが、未だ燃やすごみの中には、プラスチック類や繊維類など分別すれば資源化可能なものが多量に混入している状況です。今後も分別を徹底し、資源化を促進していくことが必要です。
- 一部の家庭ごみ集積所においては、ごみの排出ルールが遵守されていない状況であることから、一人ひとりが排出ルールを徹底し、地域で役割や責任を分担していくことが必要です。
- 現クリーンセンターは、老朽化による設備の不具合が多発し、修繕による突発的な支出も増大しています。これにより、ごみの安定処理も困難になりつつあります。次期クリーンセンターでは、安定的なごみ処理を実現するとともに、最新技術の導入により発電効率を大幅に向上させ、環境負荷を最小限に抑えることが重要な課題です。

主な取り組みの方向性

(1) 5Rの推進

所管部:環境部

「資源循環型都市いちかわ」の実現に向け、市民・事業者・市の適切な役割分担と協働により、5Rに取り組みます。ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制するとともに、精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化に取り組みます。特にプラスチック類や繊維類の分別による資源化を積極的に推進し、将来的なごみ処理費用の削減に取り組みます。

また、小学校への出前授業や環境イベントへの出展、広報紙の発行を通して、5Rの意識向上を図るほか、ごみ分別アプリや9か国語に対応したごみ収集日カレンダーの作成など、より多くの市民に向けた普及啓発に取り組みます。

- ◆ 廃棄物の発生の抑制
- ◆ 資源の循環的な利用の推進
- ◆ プラスチック類や繊維類の分別による資源化
- ◆ 5Rに関する意識の向上に向けた普及啓発

(2) 廃棄物の適正処理の推進

所管部:環境部

廃棄物の不適正排出を防止するため、市民への基本的な排出ルールの周知、パトロールや排出指導などを行います。また、将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、令和13(2031)年からの次期クリーンセンターの稼働に向け、関係機関と連携を図りながら施設整備を進めます。また、次期クリーンセンターの稼働までの間、現施設の安定操業を維持するため、適切に機器の整備・予防保全を行います。

- ◆ 廃棄物の適正排出の確保
- ◆ 廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理
- ◆ 次期クリーンセンターの整備

基本目標4

23 生活環境

施策の目標

安全で快適な生活環境が保たれたまちを目指します。

現状と課題

- わが国では、高度経済成長期に、様々な公害が社会問題となりました。大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが典型7公害と呼ばれ、これまでの法令の整備により一定の改善が図されました。
- 本市でも、大気環境や水環境については、環境基準を満たす程度まで改善が進んできており、更なる改善に向け、引き続き大気環境などの監視・調査や事業活動に対する規制・指導を行うとともに、光化学オキシダントや生活排水への対策を進める必要があります。
- 一方、都市化の進展による過密化や住工混在化、働き方やライフスタイルの多様化などにより、騒音や振動、悪臭に関する相談件数は増加傾向にあることから、事業活動に対する規制・指導を行い、日常生活における環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- 本市では、「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例(通称:市民マナー条例)」に基づき、路上喫煙や吸い殻・空き缶などのポイ捨て、飼い犬の粪の放置などの問題を取り組んでいます。路上禁煙・美化推進地区内での条例違反行為は年々減少している一方、市全域における路上喫煙や飼い犬の粪の放置などの違反行為に関する要望・苦情は、依然として寄せられています。また、市民マナー条例の啓発活動における担い手不足も課題となっています。

主な取り組みの方向性

(1) 良好な生活環境の保全

所管部: 環境部

生活環境を保全し、快適で住みよい環境とするため、大気、水、土壤環境については、環境基準の達成や継続的な改善を図ります。また、騒音、振動、悪臭については、事業活動に対する調査・規制・指導とあわせて、環境への負荷が大きいと想定される一定規模以上の工場、事業場の新設に対して、事前協議を実施し、公害の未然防止を図ります。

- ◆ 大気環境の保全
- ◆ 水環境の保全
- ◆ 土壤環境の保全
- ◆ 騒音、振動、悪臭の防止
- ◆ 化学物質などの適正な管理

(2) 安全で清潔な生活環境の保持

所管部: 市民部

安全で清潔なまちとしていくため、路上喫煙やポイ捨てなどの禁止に向け、市民マナー条例推進指導員による計画的な巡回を行うとともに、市民マナーの啓発に継続的に取り組みます。

- ◆ 「市民マナー条例」の推進
- ◆ 市民マナー条例推進指導員による巡回
- ◆ 生活環境の保持に関する意識の啓発
- ◆ 市民一人ひとりのルールの確立
- ◆ 市民、事業者の生活環境の保持に関する活動への支援
- ◆ 市民マナーサポーターによる啓発活動の推進

基本目標1 基本目標5

24 市民活動

施策の目標

多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

現状と課題

- 市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化などに伴い、地域が主体となって地域課題を解決していくことが重要となっています。市民活動は、防災・防犯、福祉、交通安全など市民生活に直結する分野で展開され、地域活力の維持に必要なものです。個人の価値観や地域コミュニティのあり方が変化する中、誰もが気軽に市民活動に参加できる方法を検討する必要があります。
- 近年、自治会加入率は減少傾向となっています。また、一部の自治会では、若い世代の加入者の減少による役員の高齢化も進んでおり、今後、自治会が主体的に実施しているお祭りなどの地域イベントや防災・防犯などの様々な活動に支障が生じる恐れがあります。
- 市民活動支援センターは市民活動団体の活動の場であると同時に、市内の市民活動団体の情報を得られる場もあります。近年、市民活動支援センターの利用団体数が増加していますが、市民と団体の新たな接点を生み出し、活動参加へつなげることが課題となっています。

主な取り組みの方向性

(1)自治会活動の活性化

所管部:市民部

リーフレット・ポスターの配布や各種イベントによる周知・啓発を行うとともに、デジタル地域通貨 ICHICO の行政ポイントを活用し、自治会活動の更なる活性化や加入促進を図ります。さらに、自治会活動をサポートする学生ボランティアの募集などを通じて、自治会活動を支援します。

- ◆ 自治会への加入促進
- ◆ 自治会活動への支援
- ◆ デジタル地域通貨 ICHICO などを活用した自治会活動の活性化

(2)市民活動の活性化

所管部:市民部

市民活動支援センターにおいて会議や作業場所の提供、市民活動サポート用品の貸出、チラシの配架などを行うとともに、市公式 Web サイト掲載による情報発信、団体からの相談の受付などにより、市民活動団体を支援し、市民活動の更なる活性化を図ります。

- ◆ 市民活動団体に対する後方支援
- ◆ 市民活動支援センターの運営
- ◆ 市民活動団体に対する適切な情報提供

(3)新たな担い手の確保とコミュニティの形成

所管部:市民部

市民ニーズや地域課題などを考慮した講座の開催、イベントの実施、適切な情報提供などに取り組み、市民活動の担い手確保やコミュニティの形成に取り組みます。

- ◆ 市民活動に関する意識醸成
- ◆ 市民活動に関する講座・イベントの開催
- ◆ コミュニティ意識の育成

基本目標1 基本目標5

25 文化・芸術

施策の目標

身近に文化・芸術に触れることができる「文化都市」の継承・発展を目指します。

現状と課題

- 文化・芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行という未曾有の困難と不安の中で、人々に安らぎや希望を与えるものとして、その価値が再認識されたように、文化・芸術は人々にとって必要不可欠なものであり続けています。
- 本市では、江戸川の流れと貴重な斜面林の縁、閑静な住宅地に点在するクロマツなど、水と緑が織りなす自然環境の中で、古くから文化と芸術の土壤が育まれており、「文化都市」の実現を目標とし、様々な取り組みを進めてきました。
- 「文化都市」の継承・発展に向け、今後も引き続き、文化・芸術を身近に感じられる拠点の整備・充実やイベントの開催などに取り組んでいく必要があります。また、場所や時間に捉われず、日常的に文化・芸術に親しめる機会を拡充するためには、デジタルアーカイブの積極的な活用なども有効です。
- 文化・芸術活動の発表機会の創出に引き続き取り組むとともに、将来につながる自立的かつ持続可能な活動の実施を促し、次世代へ継承していくため、団体やアーティストへの支援のあり方を再検討する必要があります。
- 東山魁夷記念館などの文化的な施設は、本市の文化・芸術の拠点として、重要な意味を持つことから、引き続き、美術作品や文化資料の展示の充実に努める必要があります。また、今後も、老朽化に伴う計画的な設備更新や改修工事などを実施し、貴重な資料を適切に保管して後世へ継承していくとともに、市民の利便性を確保していくことが求められます。

主な取り組みの方向性

(1) 文化・芸術に触れる機会の拡充

所管部:文化国際部

市民が文化・芸術を身近に感じて親しみ、参加できるよう、イベントの開催などを通じて、文化・芸術活動を促進するとともに、ソーシャルメディアを効果的に取り入れ、文化・芸術に触れる機会を拡充します。また、心の豊かさと創造的な感性を育む場として、市立近現代美術館の開設を目指し、検討を進めます。さらに、文化施設として活用している地域の文化的資産や歴史的建造物などを今後も適切に維持管理します。

- ◆ 文化・芸術行事の振興
- ◆ 文化施設における美術作品や文化資料などの展示
- ◆ デジタルアーカイブなどを活用した文化・芸術情報の効果的な発信
- ◆ 文化施設の整備・充実
- ◆ 市民、事業者、各種団体との連携拡大
- ◆ 市立近現代美術館の開設に向けた検討

(2) 文化・芸術活動への支援

所管部:文化国際部

「文化都市」を次世代に引き継いでいくため、文化・芸術団体の活動支援体制の見直しを進めます。

- ◆ 文化・芸術団体の連携拡大・ネットワークの強化支援
- ◆ 文化・芸術活動や成果発表の場の充実
- ◆ 若手アーティストなどの創作活動の支援、拠点整備

基本目標1 基本目標5

26 歴史・文化的資産

施策の目標

地域の貴重な歴史や文化的資産を次世代へ継承するまちを目指します。

現状と課題

- 本市は、かつて、国府が置かれた下総国の政治・文化の中心地であり、今も多くの史跡や寺社が点在しています。また、市内の各地域において、そこで暮らす人々の生活などを反映した特色のある「まちの文化」が受け継がれてきました。このような歴史・文化的資産は、急激な時代の流れの中においても、地域が一体となって保全し、継承していくなければなりません。
- 令和6(2024)年12月末時点で、市内の指定文化財は60件、登録有形文化財は20件となっています。文化財は市民にとってかけがえのない財産であり、後世に伝えることが重要な責務となることから、法令等に基づく指定や登録を行ったうえで、適切に保全していくことが求められています。
- 歴史・文化的資産の継承にあたっては、高齢化に伴う担い手不足が課題となっています。今後は、目的やニーズに応じた様々な手法による効果的な情報発信やイベントの展開などを積極的に行っていくことで、市民の興味・関心を高め、担い手の発掘・育成に取り組んでいく必要があります。
- 下総国府の中心である国府台遺跡など、市内には多くの貴重な埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、開発行為などを通じた発掘調査を数多く実施しています。これらの調査成果を、市内外に向けて情報発信し、より多くの方の興味・関心を高め、将来に向けた埋蔵文化財の保存や歴史の継承につなげていくとともに、まちの活性化にも生かしていくことが重要です。

主な取り組みの方向性

(1) 伝統文化の継承

所管部: 文化国際部・教育振興部

伝統文化の担い手を育成するために、市民がそれらに興味を持ち、主体的に関わることのできる機会を拡充していきます。また、無形(民俗)文化財を次世代に継承するため、維持管理に向け助成します。

- ◆ 市民主体の文化・芸術イベントによる新たな人材の発掘と連携機会の創出
- ◆ 次世代の文化・芸術の担い手の確保
- ◆ 伝統文化の継承と新たな文化・芸術活動への支援
- ◆ 無形(民俗)文化財の維持管理に係る補助金の交付

(2) 文化財の保護と文化的資産の保全・活用

所管部: 文化国際部・教育振興部

市内に残る貴重な文化財を次世代へ継承するため、「市川市文化財保護条例」に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産を保護するとともに、貴重な学習資源と捉え、情報発信し、幅広い教育活動に活用します。

- ◆ 文化財や文化的資産などの情報発信と活用
- ◆ 文化財の維持管理と修繕に係る補助金の交付
- ◆ 保存活用に向けた国指定史跡の整備
- ◆ 国府台地区周辺における埋蔵文化財発掘調査の実施
- ◆ 学校の体験学習などでの文化財の活用
- ◆ 下総国府に関する周知・啓発

基本目標1 基本目標5

27 経済・商工業・雇用

施策の目標

活力のある経済基盤が確立されたまちを目指します。

現状と課題

- 本市の商業は、駅前周辺などを中心に小規模事業者が大半を占めており、一方で、工業は、内陸部の軽工業を中心に中小企業者が多くなっています。原油高によるエネルギー価格の上昇や物価高、コロナ禍における無担保無利子融資の返済の本格化など、中小企業者を取り巻く状況は依然として厳しく、今後は適正な価格転嫁を進め、収益構造を抜本的に見直す必要がある事業者も相当数あるものと見込まれます。
- 本市経済の持続的な成長と雇用の創出を図るために既存事業者の事業発展とともに、起業家による新規事業の創出が不可欠です。しかし、本市の事業所新設率は近隣市より低いことから、市内での起業支援や地域の実情にあわせた商工業の振興に積極的に取り組む必要があります。
- 市内小売店などでは、商店主の高齢化や後継者不足などを理由とした廃業が増加し、商店会の会員事業者数の減少、商店会自体の解散も増加傾向にあります。活力あるまちであり続けるためには、商店会の存続や商店街の活性化などが課題となっています。
- 本市は、近隣市と比較すると、市民の消費が市外に流出していることから、地元購買率が低いという現状があります。令和6(2024)年度から市内全域で運用を開始したデジタル地域通貨ICHICOは、市内の消費活性化に有効な施策であることから、更なる推進が求められています。
- 本市では、勤労者や中小企業経営者が抱えている労働問題について、社会保険労務士が相談に応じる「労働なんでも相談」を開催しており、希望者が多いことから、拡充が求められています。また、ハローワークや近隣市との共催による再就職支援セミナー、就職面接会などを通じて、高齢者や障がい者などの就労促進を図っています。また、働きやすい労働環境づくりに向け、勤労者や経営者などそれぞれが必要とする情報を提供します。

主な取り組みの方向性

(1) 経営基盤の強化と経営人材の育成

所管部: 経済観光部

事業者の経営基盤の安定化を図るために、資金調達力が弱い中小企業者などに対し、中小企業融資制度などを通じて支援します。また、市内における起業や事業者の経営改善などに向け、専門家のアドバイスを継続的に受けることができる相談窓口を設置します。さらに、女性に対して起業に関する知識や心構えの習得を支援する女性起業塾や、市内で起業を目指す方・起業して間もない方に向けたセミナー、交流会を開催し、起業の促進と事業の成長を支援します。

- ◆ 経営基盤の安定化に向けた支援
- ◆ 経済環境の変化に応じた支援
- ◆ 起業の促進
- ◆ 経営者の育成

(2) 地域に根差した商工業の育成

所管部: 経済観光部

市内の事業者を支援し、地域経済の高揚や地域の魅力向上につなげるため、商店会が実施するイベントなどへの助成や商店街の商業環境整備、中小企業者の販路拡大への支援など、地域のニーズに基づく支援策を実施します。また、関係経済団体の商工業振興事業を支援することで、地域内経済の活性化を図ります。

- ◆ 魅力ある商店街づくりへの支援
- ◆ 中小企業者の販路拡大への支援
- ◆ 関係経済団体への支援

(3) 地域内経済循環の構築

所管部: 経済観光部

市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るために、市内の加盟店でのみ利用できるデジタル地域通貨ICHICOの利用拡大を図るほか、市民活動に対するポイント付与や、カーボンニュートラルの推進など目的に特化した取り組みを展開することにより、施策の推進を図ります。

- ◆ デジタル地域通貨ICHICOの推進

(4)就労支援・勤労者福祉の推進

所管部:経済観光部

様々な労働問題に関する相談に応じるため、労務管理の専門家による相談の場を提供します。また、求職者と企業をつなげる機会として、再就職支援セミナーや就職面接会などを積極的に開催します。さらに、多様な働き方を推進するため、ハローワークなど関係機関との連携を図り、勤労者や中小企業経営者に働き方改革やワークライフバランスの取り組みなどに役立つ情報を提供します。

- ◆ 相談支援の推進
- ◆ 就労支援の推進
- ◆ 勤労者福祉の増進

基本目標1 基本目標5

28 農水産業

施策の目標

持続可能な農水産業が展開されるまちを目指します。

現状と課題

- 市内の農業従事者は、高齢化や後継者不足などにより、年々減少しています。このような状況下、市内産の梨、野菜、花きの地域ブランド化により市内産農産物の差別化を図り、積極的にPRすることで、市内産農産物の普及や担い手にとって魅力ある農業の実現を目指していく必要があります。
- 農業の基盤となる農地は、環境や景観の保全をはじめ、潤いや安らぎの場を提供する貴重な緑地空間です。また、都市化が進む本市において、災害時の避難場所となる防災機能や、雨水を一時的に溜め、河川の水量を安定的に保つ治水機能など、多様な役割を担っています。現在、高齢化や担い手不足から耕作放棄地が増加しており、耕作されなくなった農地を意欲ある農業者へ集積・集約する必要があります。
- 本市では、海苔養殖とホンビノス貝などの採貝漁業を主とし、ほかに東京湾内でのカレイやスズキなどを漁獲する小型船底びき網漁業などが営まれています。漁港の老朽化が激しいため、漁港の機能保全を推進していく必要があるほか、若い世代を中心に、本市の水産業の認知度を高めていくことが課題となっています。
- 農水産業を持続可能な産業として成長させていくには、生産者と市民の相互理解を深めていくことが重要です。そのためには、市民の地産地消に対する意識を高めることや、農水産業と身近に触れ合う場や機会の充実などの取り組みを推進していく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1) 活力に満ちた農業の推進

所管部: 経済観光部

次世代の担い手を確保し、将来にわたって安定的な経営を確立するため、農業の担い手育成支援の対象を、従来の農業後継者や新規就農者のほか法人などにも拡大し、就農相談や情報発信などの支援策の充実を図ります。また、農業従事者の生産性・収益性の向上や、農産物の付加価値を高める取り組みを支援し、市内農業の活性化を図ります。

- ◆ 農業従事者などの育成・確保
- ◆ 農業経営の安定化
- ◆ 農作物の価値向上

(2) 都市農地の保全

所管部: 経済観光部・街づくり部・農業委員会事務局

遊休農地の未然防止のため、耕作が困難となった農家の情報把握に努め、経営意欲が高く規模を拡大したい農家とマッチングすることで、農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産緑地制度の活用や民設市民農園への転換の促進などにより、農地の保全を図ります。

- ◆ 農地の利用促進
- ◆ 生産緑地制度の活用

(3) 漁業環境の整備

所管部: 行徳支所

安心して水産業を継続し、安定した生産量が確保できるよう、市川漁港施設の機能保全や護岸の更新などにより、漁業環境を整備します。

- ◆ 「市川漁港機能保全計画」に基づく漁港の更新

(4) 将来にわたる水産業の継続

所管部: 行徳支所

本市の水産業の魅力を向上させ、次世代へとつないでいくため、水産業に携わる人材確保・育成をサポートする仕組み、漁港を活用し水産業を活性化させる取り組み(海業)などを検討していきます。

- ◆ 水産業への支援
- ◆ 漁港を活用した水産業の活性化

(5) 農水産業への理解促進

所管部: 経済観光部・行徳支所

市民の都市農業への理解を醸成するため、公設市民農園を運営するとともに、民設市民農園の開設を支援し、農業体験や学習の機会を提供します。また、市民により都市農業への関心を持つてもらえるよう、情報発信の充実を図ります。さらに、本市の水産業への市民の理解を深めるため、イベントなどを通じた認知度向上や、市民が海に親しむことができる機会を創出します。

- ◆ 公設市民農園の運営と民設市民農園の開設支援
- ◆ 地産地消の推進
- ◆ 農水産業と触れ合う機会の充実・イベントの開催
- ◆ PR活動の推進
- ◆ 新鮮でおいしい市川産の農水産物の供給
- ◆ 食育を通じたこども・若者の農水産業への理解の醸成

基本目標1 基本目標5

29 観光

施策の目標

国内外から数多くの方々が訪れる活気あるまちを目指します。

現状と課題

- 本市は、豊かな自然や神社仏閣に代表される歴史・文化が息づく場所など、多くの方が楽しめる様々な観光資源を有しています。北部には特産品である梨畠が広がり、南部には三番瀬が広がる海辺を有するなど、季節ごとに楽しめるスポットも多く残っています。さらに、大パノラマの絶景が楽しめるアイ・リンクタウン展望施設、地元特産品の販売などで人気の高い道の駅いちかわ、自然や動物と触れ合える動植物園などの観光資源も多くあります。これらは本市を特徴づける魅力であり、個性的な観光資源として高いポテンシャルを秘めています。
- 本市へは、5 鉄道(JR東日本、東京メトロ、都営地下鉄、京成電鉄、北総鉄道)が乗り入れており、千葉県内外各地から本市へのアクセスが良好です。また、成田空港と羽田空港の中間に位置しており、国内外からの来訪者を誘致するために、適した立地となっています。
- 一方、本市の観光資源が十分認知されていない状況を課題と捉え、ターゲットを明確にした情報発信や、観光の担い手同士のネットワークを生かしながら、市内外の方へ積極的にPRを行っていく必要があります。

主な取り組みの方向性

(1)情報発信の強化

所管部:経済観光部

本市は、地域ごとに多様な観光資源・魅力を有しています。その魅力を、拠点となる施設から情報発信し集客促進を図ります。また、市内各所に点在する観光資源をつなげた周遊ルートを提案することで、各観光資源の魅力向上を図り、相乗効果を高めながら、情報発信に努めます。さらに、誘客したいターゲットの興味・関心へ訴えかける情報発信も行います。

- ◆ アイ・リンクタウン展望施設、道の駅いちかわなどの拠点施設からの情報発信
- ◆ インフルエンサーとの連携
- ◆ 散策コースの提案

(2)市川ファンの創出

所管部:経済観光部

市民や来訪者が、自らの言葉・想いで本市の観光を「おすすめ」できるよう、観光資源を知る、体験する機会を提供します。さらに、東京などからの高いアクセス性を生かし、都会の喧騒から離れた安らぎをもたらす観光資源を掘り起こし、活用しながら、情報発信に努めるとともに、市民が知人や来訪者に対して観光資源の魅力を伝える仕掛けづくりにより、市内外の方が「市川ファン」としてリピーターとなることを促します。

- ◆ 伝統工芸品などのワークショップの実施
- ◆ 市川市民納涼花火大会や、いちかわ市民まつりなどのイベントの開催
- ◆ 観光物産インフォメーションでの情報提供や案内
- ◆ 動植物園の魅力向上
- ◆ 様々な分野・業種・事業者で構成される観光のプラットフォーム「オールいちかわ」が提案するイベントの開催

基本目標1 基本目標5

30 スポーツ

施策の目標

誰もがスポーツに親しめるまちを目指します。

現状と課題

- スポーツには、健康の保持・増進に加えて、楽しさや生きがいづくりなどの心を豊かにする効果や、市民交流の活性化などが見込まれ、人々の生活をより充実させる力があります。このため、年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての人がスポーツにアクセスでき、継続できる環境をつくることが求められています。
- 近年、ライフスタイルの多様化やICTなどのデジタル技術の進展、世界的な大規模スポーツイベントの開催などにより、スポーツの多様化が進んでおり、パラスポーツやアーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツ、e スポーツなど、新たな種目や楽しみ方も広がっています。
- 本市は、千葉ジェッツ(バスケットボール)、千葉ロッテマリーンズ(野球)、ブルーサンダース(アメリカンフットボール)、ブリオベッカ浦安・市川(サッカー)、クボタスピアーズ船橋・東京ベイ(ラグビー)と包括協定などを締結しています。今後は、これらの団体と協力して、市民がスポーツに触れる機会を積極的に創出していくことが重要です。
- スポーツに親しむ環境づくりとして、多様な主体と連携したイベントの開催や、指導者の確保・育成、スポーツ団体への支援といった事業に加え、市民が安全・安心にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の維持管理・修繕を行う必要があります。さらに、市民が継続してスポーツを行えるよう施設の配置を検討するほか、関係機関と連携し、公園や公民館、民間施設などの活用も含めて市民ニーズに対応していくことも必要となっています。

主な取り組みの方向性

(1) スポーツをする機会の提供

所管部:スポーツ部

市民のスポーツ実施率向上を図るために、スポーツ教室やイベントなどを実施するとともに、イベント情報などを分かりやすく整理して、情報発信を強化し、より多くの市民の参加を促します。

- ◆ スポーツ教室やイベントの開催
- ◆ トップアスリートなどの指導者の派遣や講習会などによる競技力向上支援

(2) スポーツを見る感動の発信

所管部:スポーツ部

市民のスポーツに対する関心や興味を育むため、包括協定などを締結しているスポーツ団体の公式戦への市民招待を実施するほか、所属選手や指導者による公立学校への訪問事業などを実施します。

- ◆ トップチームなどとの連携
- ◆ スポーツを観戦する環境の整備、機会の提供

(3) スポーツをささえる環境の充実

所管部:スポーツ部

市民が安全に安心してスポーツができるよう、社会情勢の変化や市民ニーズを捉えながら、老朽化の進む既存施設の修繕などを行い、快適かつ安全なスポーツ施設を整備します。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動支援、スポーツ指導者養成講習会の実施などにより、スポーツをささえる組織・人材の確保と育成を進めます。

- ◆ スポーツ施設の整備(維持管理・修繕、利便性向上のための再整備・最適配置、必要施設の整備)
- ◆ スポーツをささえる人材や組織の確保と育成
- ◆ 地域や企業との連携体制の創成

基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5

31 情報政策

施策の目標

デジタルを活用した利便性の高い市役所を目指します。

現状と課題

- スマートフォンの普及やICTの著しい発展により、社会経済システム全体から人々の日常生活全般に至るまで、デジタル化による大きな変革が生じています。このような中、本市では市民の利便性向上のため、あらゆる分野でオンライン手続きを推進していますが、法令などにより対面での本人確認などが必要な手続きも依然として存在しており、今後の課題となっています。
- 自治体の基幹20業務に係る情報システムについて、国の定める標準準拠システムへの移行が求められており、本市においてもその対応を進めています。また、他の情報システムについても、効率性や信頼性などの観点から、最適化を図る必要があります。
- 行政サービスの様々な分野で情報システムの利用が拡大する一方、サイバー攻撃の手口は多様化・巧妙化し、情報セキュリティ対策への取り組みがより一層重要となっています。情報セキュリティ体制の運用により情報資産を適切に管理することは、本市の責務となっています。

主な取り組みの方向性

(1) 情報通信技術を活用した市民サービスの提供

所管部:企画部・情報管理部

社会情勢の変化や、多様化するニーズに対応するため、オンライン手続きのメニュー拡充を行うとともに、対面や書面などを前提とした手続きの見直しや、公金支払いのデジタル化など、いつでも、どこからでも手続きができる市役所へ向けた取り組みを進めます。

- ◆ オンライン手続きの拡充
- ◆ 公金支払いのデジタル化推進

(2) 情報システム全体の最適化

所管部:情報管理部

国の定める標準準拠システムへの移行などにより、情報システム全体の最適化を推進します。

- ◆ 情報システムの最適化推進
- ◆ 標準準拠システムへの移行

(3) 情報セキュリティ体制の運用

所管部:情報管理部

情報技術の革新、社会のデジタル化、サイバー攻撃の高度化など、行政を取り巻く環境の変化においても、情報資産を適切に取り扱うため、情報セキュリティ対策を推進します。

- ◆ 情報セキュリティ対策の推進

基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5

32 広報広聴・魅力の発信

施策の目標

充実した広報広聴活動により、市への関心と愛着の醸成を目指します。

現状と課題

- 市政への関心を高め、市民参加を推進するためには、市の取り組みや地域情報などを、市民に広く分かりやすく伝える情報発信・公開と市民の声の的確な把握が重要です。ソーシャルメディアなど多様な手段を活用し、情報の受け手側に応じた情報発信と幅広い市民意見の聴取が求められています。
- 本市では、広報いちかわ・市公式 SNS(Facebook、X、Instagram、LINE)・メール情報配信サービスなど、多様なツールを活用して情報発信を行っています。紙媒体の配布数が減少傾向にある中、SNS や電子版の閲覧数は増加傾向にあり、誤情報の拡散に注意しながら正確かつ迅速な発信に努めるとともに、各媒体の利用者層や利用特性にあわせた発信を工夫する必要があります。また、市の各種事業やイベントなどの情報については、市公式 YouTube チャンネルと Instagram で動画配信し、視聴者数は年々増加していますが、若年層などに向けた更なるアプローチが課題となっています。
- 市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書などについては、適正な管理や利用を図るとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、市政の透明性を高めていくことが求められています。

主な取り組みの方向性

(1) 広報広聴活動の充実

所管部: 市長公室

市民ニーズに対応した事業を展開するため、市民の意見や提言を聞く機会を設けるとともに、広報紙の制作発行のほか、電子版広報や市公式 SNS の利用促進を図り、市公式 Web サイトなど多様なツールを活用し、本市の魅力を発信します。

- ◆ 市政への関心を高め参加を促す広聴機会の充実
- ◆ 市民アンケートなどによる市民ニーズの把握と市政への反映
- ◆ 電子媒体での広報の強化

(2) 広報活動を通じた市政への関心の向上

所管部: 市長公室

市政を身近に感じ、親しみを持ってもらえるよう、イラスト・デザインの活用を広げるとともに、動画制作配信を通して、政策プロモーションに取り組みます。

- ◆ 政策プロモーションの強化

(3) 情報公開の一層の推進

所管部: 総務部

市民への説明責任を果たし、知る権利を保障するため、情報公開制度の適正な運用を行います。公文書ファイル等管理簿の整備や職員への研修などを行うことで公文書を適正に管理するとともに、公文書公開制度や個人情報の保護に関する理解を深め、市民への対応力向上に努めます。

- ◆ 公文書などの適正な管理
- ◆ 情報公開制度の適正な運用
- ◆ 個人情報の適切な保護

4. 成果指標

総合計画は、政策目的を明確化したうえで合理的な根拠(エビデンス)に基づく政策立案を行うEBPMの手法を踏まえ、各施策の進捗や効果を分析・検証しながら、必要な改善に取り組みます。

基本計画で設定する「成果指標」は、各施策を推進した結果、本市の姿や市民の意識・行動がどのように変化したかを把握するため、アウトカム指標とし、市民アンケートの結果(主観的指標)や統計数値(客観的指標)などを用いて、目標を設定し、各施策の成果を評価します。

評価結果は適宜、市川市総合計画審議会へ報告したうえで、計画や施策の改善につなげ、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用します。

■ 基本目標に関する成果指標

基本目標	成果指標	現状	目標	指標の解説
基本目標1	自分らしく豊かに暮らしていると感じる市民の割合	56.3% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「自分らしく豊かに暮らしていると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
基本目標2	安全が守られ、安心して暮らしていると感じる市民の割合	49.9% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「安全が守られ、安心して暮らしていると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
基本目標3	快適に暮らすためのインフラが整備されていると感じる市民の割合	39.1% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「快適に暮らすためのインフラが整備されていると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
基本目標4	自然と触れ合う場所が身近にあると感じる市民の割合	51.1% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「自然と触れ合う場所が身近にあると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	環境に優しいまちであると感じる市民の割合	35.4% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「環境に優しいまちだと感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
基本目標5	市川市に魅力を感じる市民の割合	59.4% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「市川市に魅力を感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	まちの賑わいを感じる市民の割合	44.8% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「まちの賑わいを感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	「まちの文化(暮らしの中にある歴史・文化・芸術など)」に親しみを感じる市民の割合	42.9% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「まちの文化(暮らしの中にある歴史・文化・芸術など)」に親しみを感じるかとの質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合

*選択肢(「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「ややそう思わない」、「そう思わない」)のうち、肯定的な回答は「そう思う」、「ややそう思う」とする。

■ 各施策に関する成果指標

施策	指標	現状	目標	指標の解説
健康・保健	健康であると感じる市民の割合	59.7% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「健康であると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	健康寿命(男性)	83.05歳 【令和4年】	↑ 【令和16年】	健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間(65歳+日常生活に制限のない期間の平均) ※出典:健康情報ナビ(千葉県)
	健康寿命(女性)	86.19歳 【令和4年】	↑ 【令和16年】	健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間(65歳+日常生活に制限のない期間の平均) ※出典:健康情報ナビ(千葉県)
こども・若者	安心して子育てできるまちであると感じる市民の割合	42.5% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「安心して子育てできるまちであると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	出生数	3,420人 【令和7年】	↑ 【令和16年】	1月から12月の出生数 ※出典:住民基本台帳
	子育て世代(30~40歳代前半)の転入数	9,226人 【令和7年】	↑ 【令和16年】	1月から12月の市外からの転入数 ※出典:住民基本台帳
	子育て世代(30~40歳代前半)の転出数	8,873人 【令和7年】	↓ 【令和16年】	1月から12月の市外への転出数 ※出典:住民基本台帳
子どもの教育	目標を持って学習、生活している児童生徒の割合	80.0% 【令和7年12月】	↑ 【令和16年度】	市川市立小・中・義務教育・特別支援学校の学校評価アンケートにおいて、「目標を持って学習したり、生活したりしているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした児童生徒の割合
	友だちと「お互いの良さを認め合う」ような関係づくりができるいると感じる保護者の割合	89.0% 【令和7年12月】	↑ 【令和16年度】	市川市立小・中・義務教育・特別支援学校の学校評価アンケートにおいて、「友だちと「お互いの良さを認め合う」ような関係づくりができるいるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした保護者の割合
社会教育	生涯学習活動(趣味・資格取得・健康づくり・ボランティアなど)に取り組んでいる市民の割合	34.2% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「生涯学習活動(趣味・資格取得・健康づくり・ボランティアなど)に取り組んでいるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	公民館の利用者数	延べ730,150人 【令和6年度】	↑ 【令和16年度】	市内公民館の利用者の数
	図書館の利用者数	延べ1,444,007人 【令和6年度】	↑ 【令和16年度】	市内図書館の利用者の数

施策	指標	現状	目標	指標の解説
地域福祉	地域共生社会(世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)を意識している 市民の割合	26.7% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「地域共生社会(世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)を意識しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
高齢者福祉	高齢者が自立した生活を安心して送ることができていると思う 市民の割合	22.6% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「高齢者が自立した生活を安心して送ることができていると思うか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
障がい者福祉	共生社会(障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として互いを尊重し、支え合って暮らす社会)を意識している 市民の割合	36.9% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「共生社会(障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として互いを尊重し、支え合って暮らす社会)を意識しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
社会保障・生活困窮者	社会保障(国民年金・国民健康保険・生活保護・生活困窮者支援)に不安を感じる 市民の割合	59.3% 【令和7年度】	↓ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「社会保障(国民年金・国民健康保険・生活保護・生活困窮者支援)に不安を感じるか」との質問に対し、「 <u>そう思う</u> 」、「ややそう思う」と回答した市民の割合
	就労支援による新規就労者数	114人 【令和6年度】	↑ 【令和16年度】	就労支援により、新たに就労した生活保護受給者の数
多様性社会	個人の尊厳が尊重され、互いの多様性を認め合うことを意識している 市民の割合	52.4% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「個人の尊厳が尊重され、互いの多様性を認め合うことを意識しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
平和・国際交流	平和に关心がある市民の割合	83.2% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「平和に关心があるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	国際交流に関するイベントや活動に参加している 市民の割合	6.5% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「国際交流に関するイベントや活動に参加しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	多文化共生社会(国籍や民族などの文化的な違いを互いに認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の一員として共に生きる社会)を意識している 市民の割合	27.8% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「多文化共生社会(国籍や民族などの文化的な違いを互いに認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の一員として共に生きる社会)を意識しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合

施策	指標	現状	目標	指標の解説
危機管理 ・防災・減災	災害に強いまちであると感じる 市民の割合	24.4% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「災害に強いまちであると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	災害に備えた取り組み(備蓄・避難経路の確認・訓練への参加など)をしている 市民の割合	29.4% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「災害に備えた取り組み(備蓄・避難経路の確認・訓練への参加など)をしているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
消防	消防団員数	323 人 【令和 7 年 4 月 1 日時点】	400 人 【令和 17 年 4 月 1 日時点】	消防団を構成する消防団員(非常勤特別職の地方公務員)の数
	救急活動時間	104 分 40 秒 【令和 6 年】	96 分 40 秒 【令和 16 年】	119番通報を受け、出動し、活動を終えて帰署するまでの年平均時間
防犯 ・市民安全	治安が良いと感じる市民の割合	45.8% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「治安が良いと感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	刑法犯認知件数	2,730 件 【令和 6 年】	2,211 件 【令和 16 年】	刑法などに規定する罪(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷を除く)のうち、警察において発生を認知した事件の数 ※出典:犯罪統計(千葉県警察)
交通安全	交通マナーを意識している 市民の割合	81.5% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「交通マナーを意識しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	交通事故発生件数	902 件 【令和 6 年】	600 件 【令和 16 年】	道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡または負傷を伴う事故の数 ※出典:交通事故統計資料集(千葉県警察)
道路・交通	道路交通(車両や歩行などでの移動)の利便性が高いと感じる 市民の割合	35.0% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「道路交通(車両や歩行などでの移動)の利便性が高いと感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	公共交通(鉄道やバスなどの移動)の利便性が高いと感じる 市民の割合	50.2% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「公共交通(鉄道やバスなどの移動)の利便性が高いと感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
下水道・治水	水洗化人口	361,100 人 【令和 7 年 3 月 31 日時点】	↑ 【令和 17 年 3 月 31 日時点】	下水道本管が整備されている地域(下水道処理区域)で、実際に下水道に接続している人口

施策	指標	現状	目標	指標の解説
住宅・住環境	市で把握する管理不全空家・特定空家数	478 棟 【令和 7 年 12 月 31 日時点】	→ 【令和 17 年 3 月 31 日時点】	市が把握している空家等のうち、管理が行き届いていない空家等の数
	住宅の耐震化率	97.0% 【令和 5 年度】	↑ 【令和 16 年度】	住宅のうち、耐震性がある住宅の割合
カーボンニュートラル	カーボンニュートラルの取り組み(節電や住宅の省エネ化など)をしている 市民の割合	33.1% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「カーボンニュートラルの取り組み(節電や住宅の省エネ化など)をしているか」との質問に対し、肯定的な回答*をした市民の割合
	市域における二酸化炭素排出量	1,867 千 t-CO ₂ 【令和 3 年度】	1,062 千 t-CO ₂ 【令和 12 年度末】 850 千 t-CO ₂ 【令和 17 年度末】	二酸化炭素排出量(家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物分野(焼却処分)、産業部門の合計)
自然環境・生物多様性	鳥類ラインセンサスシンボル種の確認数	1,337 羽 【令和 6 年度】	↑ 【令和 16 年度】	鳥類モニタリング調査における代表的な野鳥の個体数
公園・緑地・水辺	市内の公園を利用している 市民の割合	30.5% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「市内の公園を利用しているか」との質問に対し、肯定的な回答*をした市民の割合
	都市公園の面積	103.78ha 【令和 6 年度】	105.49ha 【令和 16 年度】	都市公園法で規定されている公園の面積
	都市緑地の面積	76.41ha 【令和 6 年度】	76.51ha 【令和 16 年度】	都市公園法で規定されている緑地の面積
資源循環型社会・清掃行政	ごみの減量やリサイクルに対する意識を持つて行動する 市民の割合	66.3% 【令和 7 年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「ごみの減量やリサイクルに対する意識を持って行動しているか」との質問に対し、肯定的な回答*をした市民の割合
	一人一日当たりのごみの排出量	714g 【令和 6 年度】	↓ 【令和 16 年度】	市内ごみの年間総排出量を、行政人口と年間歴日数を乗じた数字で除した量

施策	指標	現状	目標	指標の解説
生活環境	身の回りの生活環境（大気・水・騒音・振動・臭いなど）が良好であると感じる市民の割合	43.2% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「身の回りの生活環境（大気・水・騒音・振動・臭いなど）が良好であると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	大気環境基準の達成率（二酸化窒素）	100% 【令和5年度】	→ 【令和16年度】	二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合
	大気環境基準の達成率（浮遊粒子状物質）	100% 【令和5年度】	→ 【令和16年度】	浮遊粒子状物質の環境基準を達成した測定局の割合
	水質環境基準の達成率（BOD）	100% 【令和5年度】	→ 【令和16年度】	BOD(河川)の環境基準を達成した環境基準点の割合
市民活動	市民活動（自治会・NPOなど）が活発であると感じる市民の割合	20.0% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「市民活動（自治会・NPOなど）が活発であると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	自治会加入率	49.74% 【令和7年4月1日時点】	54.00% 【令和17年4月1日時点】	全世帯のうち、自治会に加入している世帯の割合
	市民活動支援センターの市民活動団体登録数	296 団体 【令和7年12月31日時点】	600 団体 【令和17年3月31日時点】	市民活動支援センターの利用登録をしている市民活動団体の数
文化・芸術	文化・芸術に触れる機会がある市民の割合	27.8% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「文化・芸術に触れる機会があるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
歴史・文化的資産	文化財（有形・無形）が保存、継承、活用されていると感じる市民の割合	28.4% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「文化財（有形・無形）が保存、継承、活用されていると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
経済・商工業・雇用	市内事業所数	11,551 事業所 【令和3年度】	↑ 【令和16年度】	事業所数 ※出典：経済センサス-活動調査
	市内売上金額	2兆3,002億6,000万円 【令和3年度】	↑ 【令和16年度】	売上金額 ※出典：経済センサス-活動調査
農水産業	市内の農業（農産物を含む）に関心がある市民の割合	46.1% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「市内の農業（農産物を含む）に関心があるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	市内の水産業（水産物を含む）に関心がある市民の割合	31.3% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「市内の水産業（水産物を含む）に関心があるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	農業産出額	22億4千万円 【令和5年】	→ 【令和16年】	農業生産活動による農作物及び加工農産物の産出額 ※出典：市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

施策	指標	現状	目標	指標の解説
観光	観光入込客数	延べ4,357,902人 【令和6年】	延べ4,800,000人 【令和16年】	観光地や行祭事、イベント等へ訪れた人の数 ※出典:千葉県観光入込調査報告書を作成するための調査依頼に対し、本市が回答した数
スポーツ	週1回以上のスポーツ実施率	31.1% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「週1回以上のスポーツを実施しているか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	スポーツ施設の利用者数	延べ565,477人 【令和5年度】	延べ600,000人 【令和16年度】	市内スポーツ施設の利用者の数
情報政策	市役所の電子申請など(来庁せず、Web上で行政手続きができる)により、利便性が向上したと感じる市民の割合	45.5% 【令和7年度】	↑ 【令和16年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「市役所の電子申請など(来庁せず、Web上で行政手続きができる)により、利便性が向上したと感じるか」との質問に対し、肯定的な回答※をした市民の割合
	電子申請率	42.0% 【令和6年度】	70.0% 【令和16年度】	行政手続きの受理件数のうち、オンライン申請による受理件数の割合
広報広聴 ・魅力の発信	SNSフォロワー数	147,423人 【令和7年8月31日時点】	220,000人 【令和17年3月31日時点】	市公式SNS(Facebook、X、Instagram、LINE)のフォロワー数
	パブリックコメントの意見件数	24件 【令和6年度】	100件 【令和16年度】	パブリックコメント1案件当たりの意見件数(平均)

*選択肢(「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「ややそう思わない」、「そう思わない」)のうち、肯定的な回答は「そう思う」、「ややそう思う」とする。

